

開催日時

2018年6月22日（金曜日）
午前10時（午前9時開場）

開催場所

グランド ハイアット 東京 3階
「グランドボールルーム」
東京都港区六本木6丁目10番3号

書面及びインターネット等による
議決権行使期限

2018年6月21日（木曜日）午後5時45分

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 定款の一部変更の件
- 第3号議案 取締役11名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 取締役賞与の支給の件
- 第6号議案 取締役報酬額の改定の件
- 第7号議案 取締役に対する譲渡制限付
株式及び業績連動型株式
報酬制度に係る報酬決定の件

第 150 期

定時株主総会 招集ご通知

2017年4月1日 ▶ 2018年3月31日

「スマート行使」と「ネットで招集」で
議決権行使が簡単・便利に



パソコン・スマートフォン・タブレット端末
からご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/8053/>



住友商事株式会社

証券コード 8053



■ 株主の皆様へ

株主の皆様には平素は格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、4月1日付で社長に就任いたしました兵頭誠之です。

第150期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）定時株主総会を6月22日（金）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

第150期の住友商事グループの現況等及び株主総会の議案につき、ご説明申し上げますので、ご覧くださるようお願い申し上げます。

2018年5月

社長執行役員 CEO 兵頭 誠之

目 次

■ 定時株主総会招集ご通知	1
■ 議決権行使についてのご案内	2
■ 株主総会参考書類	4
■ (ご参考)取締役及び監査役の選任基準	24
■ (ご参考)当社の新たな役員報酬制度の概要	25
■ 事業報告	27
■ 連結計算書類	55
■ 計算書類	58
■ 監査報告書	60
■ (ご参考)住友商事グループの経営理念	63
■ (ご参考)住友商事グループのマテリアリティ(重要課題)	64
■ (ご参考)コーポレートガバナンスに対する取組の概要	65

- 当日ご出席の方は、同封の**議決権行使書用紙**を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、以下の書類につきましては、法令及び当社定款第15条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載していますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。
 - ① 事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」及び「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）」
 - ② 連結計算書類の「連結持分変動計算書」及び「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- 監査役及び会計監査人は、上記当社ウェブサイト掲載事項を含む監査対象書類を監査しています。
- 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の記載事項について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、当社ウェブサイトにおいて修正後の事項をお知らせいたします。

《 当社ウェブサイト 》

<https://www.sumitomocorp.com/ja/jp/ir/stock/stmt>

定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、下記により当社第150期定時株主総会を開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、**書面又は電磁的方法（インターネット等）**によって議決権を行使することができます（2～3ページご参照）ので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、**2018年6月21日（木曜日）の午後5時45分まで**に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

日	時	2018年6月22日（金曜日）午前10時（午前9時開場）
場	所	東京都港区六本木6丁目10番3号 グランド ハイアット 東京 3階「グランドボールルーム」 （ 最終ページの会場ご案内略図をご参照ください。 なお、開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。 ）
株主総会の 目的である事項		
●報告事項		
1. 第150期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件		
2. 第150期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）計算書類報告の件		
●決議事項		
第1号議案 剰余金の配当の件		
第2号議案 定款の一部変更の件		
第3号議案 取締役11名選任の件		
第4号議案 監査役1名選任の件		
第5号議案 取締役賞与の支給の件		
第6号議案 取締役報酬額の改定の件		
第7号議案 取締役に対する譲渡制限付株式及び業績連動型株式報酬制度に係る報酬決定の件		

以 上

議決権行使 についてのご案内

4ページ以降の株主総会参考書類をご検討いただき、
以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席いただける場合

● 株主総会へ出席 ●



株主総会開催日時

2018年6月22日(金曜日)

午前10時

〔午前9時開場〕

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

当日ご出席いただけない場合

● 書面による議決権行使 ●

行使期限

2018年6月21日(木曜日)
午後5時45分到着分まで

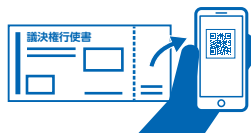


同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

● 「スマート行使」によるご行使 ●

行使期限

2018年6月21日(木曜日)
午後5時45分行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。
詳細につきましては次頁をご覧ください。

● インターネットによるご行使 ●

行使期限

2018年6月21日(木曜日)
午後5時45分行使分まで

パソコン、スマートフォン又は
携帯電話等から、
議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。
詳細につきましては次頁をご覧ください。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット(「スマート行使」を含む。)等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット(「スマート行使」を含む。)等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット(「スマート行使」を含む。)等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、
以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使について  **0120-652-031** (9:00~21:00)

その他のご照会  **0120-782-031** (平日9:00~17:00)

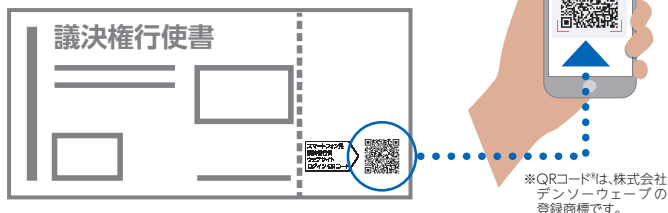
機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

●「スマート行使」によるご行使●

①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

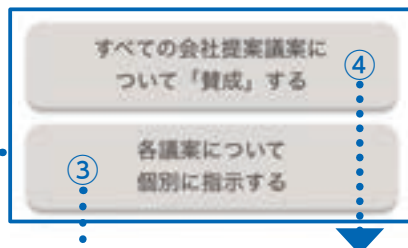
同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード[®]」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



②議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと
議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。



③各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

④全ての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了！

！一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード[®]を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。

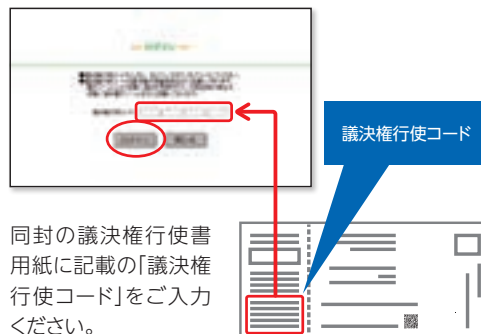
●インターネットによるご行使●

①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>

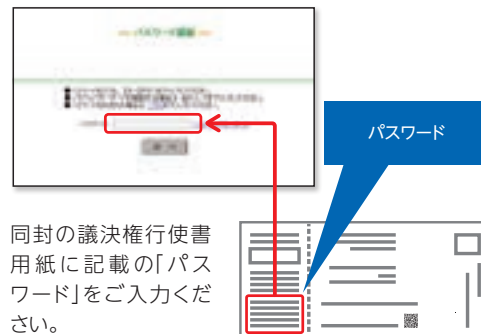


②ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。

③パスワードを入力する



同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

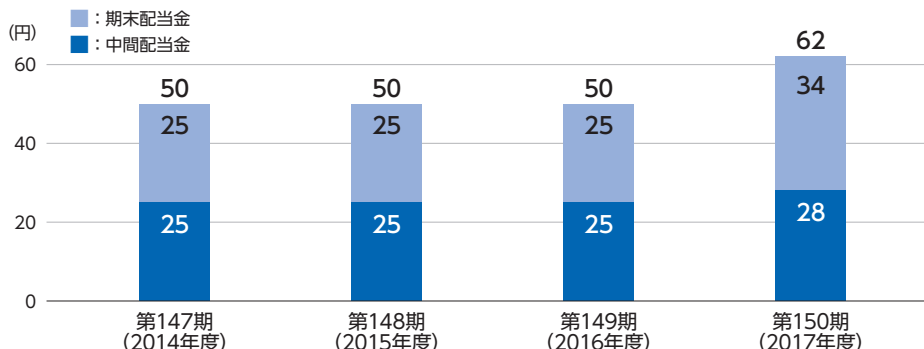
当社は、株主の皆様に対して長期にわたり安定した配当を行うことを基本方針としつつ、中長期的な利益成長による配当額の増加を目指して取り組んでいます。

2015年度からの3か年を対象とする中期経営計画「Be the Best, Be the One 2017」においては、1株当たり50円を年間配当金の下限とし、連結配当性向25%以上を目安に、基礎収益やキャッシュ・フローの状況等を勘案のうえ、配当額を決定することとしています。

当期の親会社の所有者に帰属する当期利益^(注)は3,085億円となりましたので、上記の配当方針に基づき、当期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類	金銭
(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株当たり34円 総額 42,450,091,876円 なお、中間配当金として1株当たり28円をお支払いしていますので、当期の年間配当金は1株当たり62円となります。
(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日	2018年6月25日

(ご参考) 1株当たり配当金の推移



(注) 「親会社の所有者に帰属する当期利益」は、住友商事の株主に帰属する純利益を示しています。

第2号議案

定款の一部変更の件

現行の定款の一部を次のとおり変更したいと存じます。

- (1) 本社移転に伴い、第2条の本店の所在地を東京都中央区から東京都千代田区に変更するものです。また、本変更は、2019年に開催される第151期定時株主総会までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって、その効力を生じるものとし、この旨を明確にするために併せて附則を設けるものです。なお、本附則は当該本店移転の効力発生日経過後、これを削除いたします。
- (2) 当社事業の現状に即し、事業目的の明確化を図るため、第3条の目的事項を変更するものです。具体的な変更の内容は次のとおりです。

(下線部は変更箇所を示しています。)

現行定款	変更案
第2条（本店の所在地） 当会社は、本店を東京都中央区に置く。	第2条（本店の所在地） 当会社は、本店を東京都千代田区に置く。
第3条（目的） 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.～24. （記載省略） 25.発電事業 26.電気及び熱の供給 27.～29. （記載省略） （新設）	第3条（目的） 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.～24. （現行どおり） 25.発電及び上下水の処理に関する事業 26.電気、水及び熱の供給 27.～29. （現行どおり） 附則 第2条の変更は、2019年に開催される第151期定時株主総会までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって、その効力を生じるものとする。 なお、本附則は当該本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。

第3号議案

取締役11名選任の件

現任の取締役全員（9名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役11名の選任をお願いするものです。取締役候補者は次のとおりです。

なお、取締役候補者11名のうち5名は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、当該候補者5名はいずれも当社が定める「社外役員の選任及び独立性に関する基準」を満たしています。（取締役及び監査役の選任基準（「社外役員の選任及び独立性に関する基準」を含む。）については、24ページをご参照ください。）

候補者 番号		氏 名	現在の当社における地位・担当	取締役 在任期間	指名・報酬 諮問委員会 委員
1	再 任	中 村 邦 晴	代表取締役会長	9年	●
2*1	新 任	兵 頭 誠 之	社長執行役員 CEO	—	●
3*1	再 任	岩 澤 英 輝	代表取締役 副社長執行役員 コーポレート部門 人材・総務・法務担当役員 CAO・CCO *2	3年	—
4*1	新 任	藤 田 昌 宏	副社長執行役員 資源・化学品事業部門長	—	—
5*1	再 任	高 畑 恒 一	代表取締役 専務執行役員 コーポレート部門 財務・経理・リスクマネジ メント担当役員 CFO	2年	—
6*1	新 任	山 埜 英 樹	常務執行役員 コーポレート部門 企画担当役員 CSO・CIO *3	—	—
7	再 任	田 中 弥 生	社外取締役候補者 独立役員	3年	●
8	再 任	江 原 伸 好	社外取締役候補者 独立役員	2年	◎
9	再 任	石 田 浩 二	社外取締役候補者 独立役員	1年	●
10	新 任	岩 田 喜美枝	社外取締役候補者 独立役員	—	—
11	新 任	山 崎 恒	社外取締役候補者 独立役員	—	—

(注) 1. *1は、本議案が承認された場合、本総会終結後の取締役会において代表取締役に選定する予定の候補者です。

2. *2 CAO : Chief Administration Officer

CCO : Chief Compliance Officer

3. *3 CSO : Chief Strategy Officer

CIO : Chief Information Officer

4. 兵頭誠之氏は、2016年6月から2017年6月までの1年間、当社取締役 に在任していました。

5. 藤田昌宏氏は、2014年6月から2017年6月までの3年間、当社取締役 に在任していました。

6. ●は委員、◎は委員長（いずれも2018年4月1日現在）を示します。



候補者番号 なか むら くに はる
1 中 村 邦 晴

再 任

生年月日	所有する当社株式数	2017年度における取締役会への出席状況
1950年8月28日生	100,600株	21回中21回（100%）
		取締役在任期間
		9年（本総会終結時）

略歴、地位及び担当

1974年 4月 当社入社	2017年 4月 代表取締役社長 CEO
2009年 6月 代表取締役 専務執行役員	2017年 6月 代表取締役 社長執行役員 CEO
2012年 4月 代表取締役 副社長執行役員	2018年 4月 代表取締役会長（現職）
2012年 6月 代表取締役社長	

取締役候補者とした理由等

入社以来、国内外で主に自動車関連事業に携わり、コーポレート・コーディネーショングループ長、資源・化学品事業部門長等を経て、2012年から2018年3月まで代表取締役社長 CEO・代表取締役 社長執行役員 CEOを務め、2018年4月から代表取締役会長に就任しています。これらによって培った専門的知識と、マネジメント経験を含む豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者となりました。



候補者番号 ひょう どう まさ ゆ き
2 兵 頭 誠 之

新 任

生年月日	所有する当社株式数	2017年度における取締役会への出席状況
1959年6月26日生	24,400株	—
		取締役在任期間
		—（*）

（*）兵頭誠之氏は、2016年6月から2017年6月までの1年間、当社取締役在任していました。

略歴、地位及び担当

1984年 4月 当社入社	2017年 4月 代表取締役 専務執行役員
2012年 4月 執行役員	2017年 6月 専務執行役員
2015年 4月 常務執行役員	環境・インフラ事業部門長
2016年 6月 代表取締役 常務執行役員	2018年 4月 社長執行役員 CEO（現職）

取締役候補者とした理由等

入社以来、国内外で主に電力インフラ関連事業に携わり、インドネシア住友商社社長、経営企画部長、環境・インフラ事業部門長等を経て、2018年4月から社長執行役員 CEOに就任しています。これらによって培った専門的知識と、マネジメント経験を含む豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者となりました。



候補者番号 い わ さ わ ひ で き
3 岩 澤 英 輝

再 任

生年月日	所有する当社株式数	2017年度における取締役会への出席状況
1954年11月1日生	55,800株	21回中21回（100%）
		取締役在任期間
		3年（本総会終結時）

略歴、地位及び担当

1977年 4月 当社入社
 2009年 4月 執行役員
 2011年 4月 常務執行役員
 2014年 4月 専務執行役員
 2015年 6月 代表取締役 専務執行役員

2016年 4月 代表取締役 副社長執行役員
 コーポレート部門
 人材・総務・法務担当役員
 2017年 4月 代表取締役 副社長執行役員
 コーポレート部門
 人材・総務・法務担当役員
 CAO・CCO（現職）

取締役候補者とした理由等

入社以来、国内外で主に財務・リスクマネジメント関連業務に携わり、フィナンシャル・リソースズグループ長補佐、米国住友商事会社副社長兼CFO等を経て、現在は副社長執行役員 人材・総務・法務担当役員 CAO・CCOを務めています。これらによって培った専門的知識と、マネジメント経験を含む豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者となりました。



候補者番号 ふ じ た ま さ ひ ろ
4 藤 田 昌 宏

新 任

生年月日	所有する当社株式数	2017年度における取締役会への出席状況
1954年11月12日生	44,300株	—
		取締役在任期間
		—（*）

略歴、地位及び担当

1977年 4月 通商産業省（現：経済産業省）入省
 2003年 7月 資源エネルギー庁
 省エネルギー・新エネルギー部長
 大臣官房審議官
 内閣官房内閣審議官
 関東経済産業局長を経て
 貿易経済協力局長（2009年7月退官）
 2010年11月 当社執行役員

2012年 4月 常務執行役員
 2014年 4月 専務執行役員
 2014年 6月 代表取締役 専務執行役員
 2017年 4月 代表取締役 副社長執行役員
 資源・化学品事業部門長
 2017年 6月 副社長執行役員
 資源・化学品事業部門長（現職）

（*）藤田昌宏氏は、2014年6月から2017年6月までの3年間、当社取締役在任していました。

取締役候補者とした理由等

経済産業省において関東経済産業局長、貿易経済協力局長等の要職を歴任し、2010年に当社に入社してからは、コーポレート・コーディネーショングループ長補佐、資源・化学品事業部門長補佐を経て、現在は副社長執行役員 資源・化学品事業部門長を務めています。これらによって培った専門的知識と、マネジメント経験を含む豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者となりました。



候補者番号 た か は た こう い ち
5 高 畑 恒 一

再 任

生年月日	所有する当社株式数	2017年度における取締役会への出席状況
1956年2月24日生	33,400株	21回中21回（100%）
		取締役在任期間
		2年（本総会終結時）

略歴、地位及び担当

1978年 4月 当社入社
2010年 4月 執行役員
2012年 4月 常務執行役員
2015年 4月 専務執行役員
2016年 6月 代表取締役 専務執行役員
コーポレート部門
財務・経理・リスクマネジメント担当役員

2017年 4月 代表取締役 専務執行役員
コーポレート部門
財務・経理・リスクマネジメント担当役員
CFO（現職）

取締役候補者とした理由等

入社以来、国内外で主に経理関連業務に携わり、インバスター・リレーションズ部長、主計部長、財務・経理・リスクマネジメント担当役員補佐等を経て、現在は専務執行役員 財務・経理・リスクマネジメント担当役員 CFOを務めています。これらによって培った専門的知識と、マネジメント経験を含む豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者となりました。



候補者番号 や ま の ひ で き
6 山 埜 英 樹

新 任

生年月日	所有する当社株式数	2017年度における取締役会への出席状況
1960年2月23日生	5,952株	—
		取締役在任期間
		—

略歴、地位及び担当

1983年 4月 当社入社
2010年 4月 風力・水インフラ事業部長
環境・インフラプロジェクト事業本部副本部長
兼 環境エネルギー事業第二部長
理事 環境・インフラプロジェクト事業本部長
理事 環境・インフラプロジェクト事業本部長、
水・環境ソリューション事業部長
理事 環境・インフラプロジェクト事業本部長
を経て
2016年 4月 執行役員 経営企画部長

2018年 4月 常務執行役員
コーポレート部門 企画担当役員
CSO・CIO（現職）

取締役候補者とした理由等

入社以来、国内外で主にインフラ関連事業に携わり、環境・インフラプロジェクト事業本部長、経営企画部長等を経て、現在は常務執行役員 企画担当役員を務めています。これらによって培った専門的知識と、マネジメント経験を含む豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者となりました。



候補者番号

7

た な か

田 中

や よ い

弥 生

再 任

社外取締役
候補者

独立役員

生年月日	所有する当社株式数	2017年度における取締役会への出席状況
1960年3月20日生	1,600株	21回中21回（100%）
		社外取締役在任期間
		3年（本総会終結時）

略歴、地位及び担当

1982年 4月	日本光学工業株式会社 （現：株式会社ニコン）入社	2013年 4月	独立行政法人大学評価・学位授与機構 ^(*) 研究開発部 教授
2006年 9月	独立行政法人大学評価・学位授与機構 ^(*) 国際連携センター 助教授	2015年 4月	総務省 政策評価審議会委員（現職）
2007年 1月	財務省 財政制度等審議会 委員（現職）	2015年 6月	当社社外取締役（現職）
2007年 4月	独立行政法人大学評価・学位授与機構 ^(*) 評価研究部 准教授 東京大学公共政策大学院 非常勤講師（現職）	2017年 4月	独立行政法人大学改革支援・学位授与 機構 研究開発部 特任教授（現職） 大阪大学 招へい教授（現職） ソーシャル・ガバナンス研究所 代表（現職） 総務省 公共ガバナンス・アドバイザー（現職）
2013年 2月	内閣官房 行政改革推進会議 民間議員（現職）	2018年 4月	芝浦工業大学 特任教授（現職）

^(*)は、2016年4月1日付で「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」に名称変更しています。

重要な兼職の状況

株式会社IHI 社外取締役

社外取締役候補者とした理由等

評価論及び市民社会組織論を専門とし、独立行政法人大学評価・学位授与機構（現：独立行政法人大学改革支援・学位授与機構）や大学等において長く研究に携わり、また、行政改革推進会議民間議員や財務省財政制度等審議会委員などの政府委員等を歴任しています。これらを通じて培われた高度な専門知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役会が多様な視点から適切に意思決定を行い、また、監督機能の一層の強化を図るうえで、当社の社外取締役として適任であり、かつ、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。



候補者番号

8

え

は

の

よし

江 原 伸 好

再 任

社外取締役
候補者

独立役員

生年月日	所有する当社株式数	2017年度における取締役会への出席状況
1951年10月17日生	0株	21回中20回 (95.2%)
		社外取締役在任期間
		2年（本総会終結時）

略歴、地位及び担当

1978年 9月	モルガン・ギャランティ・トラスト・カンパニー 入社	1996年11月	同社 リミテッド・パートナー
1980年10月	ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー 入社	1999年 1月	ユニゾン・キャピタル株式会社 代表取締役（現職）
1988年10月	同社 パートナー	2016年 6月	当社社外取締役（現職）

重要な兼職の状況

ユニゾン・キャピタル株式会社 代表取締役

社外取締役候補者とした理由等

長年にわたり米国大手金融機関において要職を歴任し、プライベート・エクイティ・ファンド運営会社の経営者を務めるなど、金融や企業経営に関する広範な知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役会が多様な視点から適切に意思決定を行い、また、監督機能の一層の強化を図るうえで、当社の社外取締役として適任であり、かつ、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。

社外取締役候補者に関する特記事項

江原伸好氏が代表取締役を務めるユニゾン・キャピタル株式会社と当社との間には、取引関係はありません。

なお、当社は、ユニゾン・キャピタル株式会社の運営するファンドが出資している株式会社地域ヘルスケア連携基盤に対し出資を行っていますが、当社の出資金額は、当社の連結総資産額の0.001%未満及び同ファンドの運用資金総額の0.1%未満と僅少であることから、独立性に影響はないものと判断しています。



候補者番号

9

いし

だ

こう

じ

石田 浩二

再

任

社外取締役
候補者

独立役員

生年月日	所有する当社株式数	2017年度における取締役会への出席状況
1947年6月22日生	0株	17回中17回（100%） （2017年6月23日就任以降の状況）
		社外取締役在任期間
		1年（本総会終結時）

略歴、地位及び担当

1970年 5月	株式会社住友銀行 入行	2006年 6月	三井住友リース株式会社 代表取締役社長 兼 最高執行役員
1997年 6月	同行 取締役	2007年10月	三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役社長（2011年6月退任）(*)
1999年 6月	同行 執行役員	(*)2007年10月に、三井住友リース株式会社が住商リース株式会社と 合併し、三井住友ファイナンス&リース株式会社となりました。同氏は、 引き続き三井住友ファイナンス&リース株式会社の代表取締役社長に 就任しましたが、2011年6月をもって退任しました。	
2001年 1月	同行 常務執行役員 企画部長	2011年 6月	日本銀行政策委員会審議委員 （2016年6月退任）
2001年 4月	株式会社三井住友銀行 常務執行役員 経営企画部長	2017年 6月	当社社外取締役（現職）
2002年 6月	同行 常務執行役員 本店第一営業本部長		
2003年 6月	株式会社三井住友フィナンシャル グループ 代表取締役 常務取締役		
2004年 4月	同社 代表取締役 専務取締役		
2005年 6月	同社 常任監査役（2006年6月退任） 株式会社三井住友銀行 監査役 （2006年6月退任）		

重要な兼職の状況

有限責任 あずさ監査法人 公益監視委員会委員

社外取締役候補者とした理由等

長年にわたり大手金融機関において要職を歴任し、日本銀行政策委員会において審議委員を務めるなど、金融や企業経営に関する広範な知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役会が多様な視点から適切に意思決定を行い、また、監督機能の一層の強化を図るうえで、当社の社外取締役として適任であり、かつ、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。

社外取締役候補者に関する特記事項

石田浩二氏は、2003年6月まで当社の主要借入先の一つである株式会社三井住友銀行の業務執行者、2005年6月まで同行の親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの業務執行者、2006年6月まで同行及び同社の監査役を務めていました。同行及び同社の業務執行者を退任してから既に12年以上経過しており、退任後は業務執行には携わっていないことから、独立性に影響はないものと判断しています。

また、同氏は、2011年6月まで当社の持分法適用会社である三井住友ファイナンス&リース株式会社の業務執行者を務めていましたが、退任してから既に6年以上経過しており、退任後は業務執行には携わっていないこと、同社と当社との間の取引額は、同社年間連結売上高及び当社年間連結収益のいずれも0.1%未満と僅少であることから、独立性に影響はないものと判断しています。

また、同氏は、現在、当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人の公益監視委員会(*)委員を兼務しています。公益監視委員会は、同監査法人が公益性の観点からの監視機能を強化することを目的として設置した監視機関であり、また、外部の第三者として当該委員会の構成員となっている同氏は、同監査法人の業務執行者ではないことから、当社を含む個別の監査業務・非監査業務には関与しないことを同監査法人に確認しています。よって、このことが当社における同氏の独立性に影響を与えることはないものと判断しています。

(*)公益監視委員会は、2017年7月1日付で同監査法人が経営監視委員会に替えて設置した監視機関です。同氏は、2016年7月から2017年6月までの間、経営監視委員会委員を務めていました。経営監視委員会は、同監査法人がガバナンスを強化し経営の透明性を高めることを目的として設置した外部の有識者による諮問機関であり、また、外部の有識者として当該委員会の構成員となっていた同氏は同監査法人の業務執行者ではなかったことから、当社を含む個別の監査業務・非監査業務に関与していなかったことを同監査法人に確認しています。よって、このことが当社における同氏の独立性に影響を与えることはないものと判断しています。



候補者番号 い わ た き み え
10 岩 田 喜美枝

新 任 社外取締役候補者 独立役員

生年月日	所有する当社株式数	2017年度における取締役会への出席状況
1947年4月6日生	0株	—
		社外取締役在任期間
		—

略歴、地位及び担当

1971年 4月	労働省（現：厚生労働省）入省	2012年 4月	株式会社資生堂 取締役
1996年 7月	大臣官房審議官	2012年 6月	同社 顧問（2016年6月退任）
1998年10月	大臣官房総務審議官	2012年 7月	日本航空株式会社 社外取締役（現職） 公益財団法人21世紀職業財団 会長（現職）
2001年 1月	厚生労働省 雇用均等・児童家庭局長 （2003年8月退官）	2012年 8月	特定非営利活動法人日本コーポレート・ ガバナンス・ネットワーク 理事（現職）
2004年 6月	株式会社資生堂 取締役 執行役員	2013年 6月	学校法人津田塾大学 理事（現職）
2007年 1月	内閣府 男女共同参画会議 議員	2013年 9月	内閣府 消費者委員会委員
2007年 4月	株式会社資生堂 取締役 執行役員常務	2015年10月	東京都監査委員（現職）
2008年 4月	同社 取締役 執行役員副社長	2016年 3月	キリンホールディングス株式会社 社外取締役（現職）
2008年 6月	同社 代表取締役 執行役員副社長	2016年 4月	株式会社ストライプインターナショナル 社外取締役（現職）
2011年 4月	東京大学経営協議会委員（現職）		
2012年 3月	キリンホールディングス株式会社 社外監査役		

重要な兼職の状況

キリンホールディングス株式会社 社外取締役
 株式会社ストライプインターナショナル 社外取締役
 東京都監査委員

社外取締役候補者とした理由等

長年にわたり労働省（現：厚生労働省）において要職を歴任し、退官後は民間企業の経営者や社外役員を務めるなど、企業経営やコーポレートガバナンス、企業の社会的責任、ダイバーシティ等に関する広範な知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役会が多様な視点から適切に意思決定を行い、また、監督機能の一層の強化を図るうえで、当社の社外取締役として適任であり、かつ、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役候補者となりました。

社外取締役候補者に関する特記事項

岩田喜美枝氏は、2012年3月まで株式会社資生堂の代表取締役として業務執行に携わっていました。同社と当社との間には取引関係はありません。

岩田喜美枝氏は、2012年7月に日本航空株式会社の社外取締役に就任し、現在に至っていますが、同社において、2014年9月に顧客情報システムへの不正アクセスによる顧客情報の漏洩がありました。同氏は、本件が判明するまではその事実を認識していませんでしたが、日頃から法令遵守及び情報セキュリティの観点から指摘、意見を述べていました。また、本件判明後は、同社の独立役員で構成される検証委員会（同年10月に設置）の委員長として検証を行い、再発防止に注力しました。



候補者番号

やま ざき

ひさし

11 山 崎

恒

新任

社外取締役候補者

独立役員

生年月日	所有する当社株式数	2017年度における取締役会への出席状況
1948年11月14日生	0株	—
社外取締役在任期間		
—		

略歴、地位及び担当

1974年 4月	判事補任官	2009年 8月	東京家庭裁判所長
1995年 4月	東京地方裁判所判事部総括	2011年 2月	札幌高等裁判所長官 (2013年3月退官)
2000年12月	家庭裁判所調査官研修所長	2013年 3月	公正取引委員会委員 (2015年12月退任)
2002年12月	最高裁判所事務総局家庭局長	2016年 8月	弁護士（現職）
2005年12月	前橋地方裁判所長	2017年 7月	全国農業協同組合連合会 経営管理委員（現職）
2007年 2月	横浜家庭裁判所長		
2008年12月	東京高等裁判所判事部総括		

重要な兼職の状況

弁護士

全国農業協同組合連合会 経営管理委員

社外取締役候補者とした理由等

長年にわたる裁判官及び弁護士としての経歴から法律に関する高度な専門知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役会が多様な視点から適切に意思決定を行い、また、監督機能の一層の強化を図るうえで、当社の社外取締役として適任であり、かつ、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役候補者となりました。

社外取締役候補者に関する特記事項

山崎恒氏が経営管理委員を務める全国農業協同組合連合会と当社との間には、農産物及び農業関連資材等に関する取引関係がありますが、その取引額は、同連合会の年間連結事業収益及び当社の年間連結収益のいずれも0.1%未満と僅少であることから、独立性に影響はないものと判断しています。

(注) 1. 各候補者と当社との特別の利害関係

当社は、ユニゾン・キャピタル株式会社（代表取締役：江原伸好氏）の運営するファンドが出資している株式会社地域ヘルスケア連携基盤に対し出資を行っており、当該出資に当たり同社株主（同ファンドを含む。）との間で株主間契約を締結しています。また、当社は、山崎恒氏が経営管理委員を務める全国農業協同組合連合会との間で農産物及び農業関連資材等に関する取引を行っています。その他の各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 独立役員

田中弥生氏、江原伸好氏、石田浩二氏、岩田喜美枝氏及び山崎恒氏はいずれも、株式会社東京証券取引所など当社が上場している金融商品取引所が定める独立性基準を満たしています。当社は田中弥生氏、江原伸好氏及び石田浩二氏を、各取引所の定めに基づく独立役員として指定しています。また、岩田喜美枝氏及び山崎恒氏についても、各取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定です。

3. 責任限定契約の締結

当社は、田中弥生氏、江原伸好氏及び石田浩二氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、善意かつ重大な過失がないときの責任を法令の定める限度までとする旨の責任限定契約を締結しています。本議案が承認された場合、当社は、各氏との間の当該責任限定契約を継続するとともに、新たに中村邦晴氏、岩田喜美枝氏及び山崎恒氏の間でも、同様の責任限定契約を締結する予定です。

第4号議案

監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、現任の監査役5名のうち、幸伸彦氏が任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものです。監査役候補者は次のとおりです。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ています。



むら い と し あ き
村 井 俊 朗

新 任

生年月日	所有する当社株式数	2017年度における取締役会及び監査役会への出席状況
1957年8月29日生	7,300株	—

略歴及び地位

1980年 4月 当社入社

2016年 4月 執行役員 資源第一本部長

2006年10月 炭素部長

2018年 4月 顧問（現職）

北米住友商事グループ

北米資源・エネルギーグループ長

理事 資源第一本部長を経て

監査役候補者とした理由等

入社以来、国内外で主に資源・エネルギー関連事業に携わり、執行役員として資源第一本部長を務めるなど、当社の経営・管理全般に関する豊富な知識と経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、監査役候補者となりました。

(注) 1. 候補者と当社との特別の利害関係

村井俊朗氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 責任限定契約の締結

本議案が承認された場合、当社は、村井俊朗氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、善意かつ重大な過失がないときの責任を法令の定める限度までとする旨の責任限定契約を締結する予定です。

第5号議案

取締役賞与の支給の件

当期末時点の取締役5名（当期末時点の取締役会長及び社外取締役を除く。）に対し、取締役賞与として、総額1億7,400万円以内で、取締役会で決定した連結業績に連動する算定方法に基づき算出される金額を支給することといたしたいと存じます。

取締役報酬額の改定の件

当社の取締役の報酬総額は、2013年6月21日開催の第145期定時株主総会において、「年額12億円以内（うち社外取締役の報酬については年額6,000万円以内）」とご承認いただき、今日に至っています。この報酬は、取締役（取締役会長及び社外取締役を除く。）については例月報酬、ストックオプションとしての新株予約権及び株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権で構成され、取締役会長及び社外取締役については例月報酬のみで構成されています。なお、取締役（取締役会長及び社外取締役を除く。）に対する賞与につきましては、業績との連動性が高いことから、上記報酬枠とは別枠で、毎年、株主総会のご承認を得て支給しています。

今般、コーポレートガバナンスの一層の強化に向けて社外取締役の増員を行うこと等の諸般の事情を勘案し、取締役の報酬総額のうち社外取締役分を年額6,000万円以内から年額1億円以内に改定いたしたいと存じます。取締役（社外取締役を含む。）の報酬総額は、現行どおり年額12億円以内とし、変更しないものといたします。

なお、取締役（取締役会長及び社外取締役を除く。）に対する賞与につきましては、業績との連動性が高いことから、引き続き、毎年の株主総会のご承認を得て支給することといたします。また、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、中長期的な企業価値向上に向けた取組や株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記報酬枠の範囲内で、取締役の報酬体系を見直し、取締役（社外取締役を除き、取締役会長を含む。）に対する株式報酬制度を導入することについて、第7号議案にて付議いたします。

現在の取締役は9名（うち社外取締役3名）であり、第3号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役は11名（うち社外取締役は5名）となります。（本議案及び第7号議案をご承認いただいた場合の「当社の新たな役員報酬制度の概要」については、25・26ページをご参照ください。）

第7号議案

取締役に対する譲渡制限付株式及び業績連動型株式報酬制度に係る報酬決定の件

当社の取締役の報酬額は、2013年6月21日開催の第145期定時株主総会において、「年額12億円以内（うち社外取締役の報酬については年額6,000万円以内）」とご承認いただいております。第6号議案が原案どおり承認可決された場合、この報酬額は、「年額12億円以内（うち社外取締役の報酬については年額1億円以内）」となります。この報酬は、取締役（取締役会長及び社外取締役を除く。）については例月報酬並びにストックオプションとしての新株予約権及び株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権（以下、併せて「ストックオプション」という。）で構成され、取締役会長及び社外取締役については例月報酬のみで構成されています。なお、取締役（取締役会長及び社外取締役を除く。）に対する賞与につきましては、業績との連動性が高いことから、上記報酬枠とは別枠で、毎年、株主総会のご承認を得て支給しています。

今般、当社は役員報酬制度の見直しを行うこととし、当社の取締役（社外取締役を除き、取締役会長を含む。以下「対象取締役」という。）に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、中長期的な企業価値向上に向けた取組や株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬制度（リストラクテッド・ストック制度。以下「本制度Ⅰ」という。）及び業績連動型株式報酬制度（パフォーマンス・シェア・ユニット制度。以下「本制度Ⅱ」という。また、本制度Ⅰ及びⅡを併せて「本制度」という。）を導入することといたしたいと存じます。

つきましては、上記報酬枠の範囲内で、現行のストックオプションに代え、対象取締役に對して、一定期間継続して当社の取締役等を務めることを条件とする「譲渡制限付株式報酬」と、当該条件に業績連動条件（株価評価）を加えた「業績連動型株式報酬」を付与するための金銭報酬債権を新たに支給することといたしたいと存じます。対象取締役に支給する金銭報酬債権は、上記報酬枠の範囲内で、「譲渡制限付株式報酬」については年額1億3,000万円以内、「業績連動型株式報酬」については年額4億3,000万円以内（合計年額5億6,000万円以内）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

本制度の導入に伴い、本議案が承認可決されることを条件に、今後ストックオプションの新たな発行は行わないことといたします（既に付与済みのストックオプションは残存します。）。また、取締役（取締役会長及び社外取締役を除く。）に対する賞与につきましては、業績との連動性が高いことから、引き続き、毎年の株主総会のご承認を得て支給することといたします。

本制度の導入につきましては、取締役報酬の妥当性と決定プロセスの透明性を担保するため、過半数が社外取締役に構成されている指名・報酬諮問委員会（委員長：社外取締役）における審議を経ています。本制度は、中長期的な企業価値の向上及び株主の皆様との価値共有を一層

促進するものであり、その内容は相当であると考えています。

なお、現在の取締役は9名（うち社外取締役3名）であり、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は11名（うち社外取締役5名）となり、対象取締役は6名となります。

【本制度Ⅰの内容】

（1）本制度Ⅰの概要

本制度Ⅰにおいて対象取締役は、原則として毎年、取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社普通株式について発行又は処分を受けます。

当社普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結し、対象取締役は本割当契約により割当てを受けた当社普通株式（以下「本割当株式」という。）について、本割当株式の交付日から一定の期間（以下「譲渡制限期間」という。）中は、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないものとします。本割当契約の内容の概要は以下（4）のとおりです。

（2）本制度Ⅰに係る金銭報酬債権の総額及び株式総数の上限

対象取締役に支給する金銭報酬債権の総額は年額1億3,000万円以内、対象取締役が発行又は処分を受ける当社普通株式の総数は年12万株以内といたします。ただし、上限を超えるおそれがある場合には、当該上限を超えない範囲で、各対象取締役に対して交付する株式数を按分比例等の合理的な方法により減少させることといたします。また、本議案が承認可決された日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整いたします。

（3）1株当たりの払込金額

本割当株式の1株当たりの払込金額は、株式の割当てに関する取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）等を基礎として対象取締役に特に有利な金額としない範囲で、取締役会において決定いたします。

（4）本割当契約において定める内容の概要

① 譲渡制限期間

譲渡制限期間は、本割当株式の交付日から対象取締役が当社の取締役又は執行役員その他当社取締役会で定める地位のいずれも退任又は退職する日までの期間とし、譲渡制限期間中、対象取締役は本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

② 役務提供期間中の退任等の取扱い

対象取締役が、各年の定時株主総会終結時からその翌年の定時株主総会終結時までの期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社の取締役又は執行役員その他当社取締役会で定める地位のいずれも退任又は退職した場合には、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由があるときを除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

※なお、上記②の定めにかかわらず、対象取締役が役務提供期間の開始後本割当株式の交付を受ける前に死亡した場合その他当社取締役会が正当と認める理由により当社の取締役又は執行役員その他当社取締役会で定める地位のいずれも退任又は退職した場合は、当社は、本制度Ⅰに係る上記報酬枠の範囲内で、本割当株式の交付に代えて、当該本割当株式に相当する額として当社取締役会が合理的に算定する額の金銭を支給することができるものといたします。

③ 譲渡制限の解除

上記①の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が役務提供期間の間、継続して当社の取締役又は執行役員その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記②に定める当社取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に当社の取締役又は執行役員その他当社取締役会で定める地位のいずれも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。なお、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

④ 組織再編等における取扱い

上記①の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

⑤ その他取締役会で定める事項

本制度Ⅰに係るその他の内容については取締役会で定め、当該事項を本割当契約の内容とする。

【本制度Ⅱの内容】

(1) 本制度Ⅱの概要

本制度Ⅱは、対象取締役の各年の役務提供期間開始月（各年の定時株主総会の日属する月）から3年間を評価期間（以下「評価期間」という。）とし、対象取締役に対して、評価期間における当社株式成長率に応じて算定する数の当社普通株式を交付する業績連動型の株式報酬制度です。当社は、原則として評価期間終了後、業績連動型株式を割り当てるために、対象取締役に金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資させることで、対象取締役に当社普通株式を発行又は処分します。

初回の評価期間は2018年6月から2021年6月までであり、以後、毎年6月からその3年後の6月までが評価期間となります。

対象取締役への金銭報酬債権の支給及び当社普通株式の交付は評価期間終了後に行うため、本制度Ⅱの導入時点では、各対象取締役に対して金銭報酬債権及び当社普通株式を支給及び交付するか否か並びに支給する金銭報酬債権額及び交付する株式数は確定していません。

(2) 本制度Ⅱに係る金銭報酬債権の総額及び株式総数の上限

対象取締役に支給する各役務提供期間に係る金銭報酬債権の総額は年額4億3,000万円以内、対象取締役が発行又は処分を受ける各役務提供期間に係る当社普通株式の総数は年18万株以内といたします。ただし、上限を超えるおそれがある場合には、当該上限を超えない範囲で、各対象取締役に対して交付する株式数を按分比例等の合理的な方法により減少させることといたします。また、本議案が承認可決された日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他業績連動型株式として発行又は処分をされる当社普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整いたします。

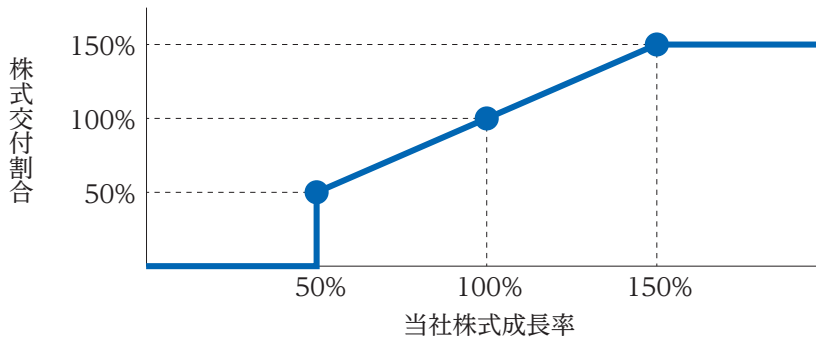
(3) 1株当たりの払込金額

本制度Ⅱにより割当てを受ける当社普通株式の1株当たりの払込金額は、株式の割当てに関する取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）等を基礎として対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で、取締役会において決定いたします。

(4) 取締役が交付を受ける当社株式の数の算定方法

本制度Ⅱにおいて、評価期間終了後に各対象取締役に交付する当社普通株式の数（以下「交付株式数」という。）は、①当社取締役会において対象取締役の役位に応じて決定した

<株式交付割合>



(5) 交付要件

本制度Ⅱにおいては、評価期間が終了し、以下の当社普通株式の交付要件を満たした場合に、対象取締役に対して金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資させることで、対象取締役に当社普通株式を交付するものといたします。

- ① 役務提供期間中に当社取締役又は執行役員その他当社取締役会で定める地位として在任したこと
- ② 一定の非違行為がなかったこと
- ③ 取締役会が定めたその他必要と認められる要件

(6) 役務提供期間中の退任等の取扱い

- ① 役務提供期間中に当社取締役会が正当と認める理由により対象取締役が取締役又は執行役員その他当社取締役会で定める地位のいずれも退任又は退職する場合には、退任又は退職時までの在任月数に応じて按分した数の当社普通株式を交付するものといたします。また、役務提供期間中に新たに就任した対象取締役についても、役務提供期間における在任月数に応じて按分した数の当社普通株式を交付するものといたします。
- ② 上記①の定めにかかわらず、対象取締役が役務提供期間の開始後、本制度Ⅱに係る当社普通株式の交付を受ける前に死亡した場合その他当社取締役会が正当と認める理由がある場合は、当社は、本制度Ⅱに係る上記報酬枠の範囲内で、当該当社普通株式の交付に代えて、当該当社普通株式に相当する額として当社取締役会が合理的に算定する額の金銭を支給することができるものといたします。

(7) 組織再編等における取扱い

上記(5)の定めにかかわらず、当社は、役務提供期間開始後に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の当社普通株式について、本制度Ⅱに係る上記報酬枠の範囲内で、当該当社普通株式の交付に代えて、当該当社普通株式に相当する額として当社取締役会が合理的に算定する額の金銭を支給することができるものといたします。

【ご参考】

- (1) 本制度は、当社グループのガバナンス強化と中長期的な企業価値の向上を目的として、経営戦略と連動し、持続的な成長を後押しする、当社の取締役（社外取締役を除く。）及び執行役員の新たな報酬制度の一環として導入するもので、当社は、取締役を兼務しない執行役員に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動型株式報酬制度を導入する予定です。第6号議案及び本議案が原案どおり承認可決された場合の「当社の新たな役員報酬制度の概要」につきましては、25・26ページをご参照ください。
- (2) 本制度により対象取締役が発行又は処分を受ける当社普通株式の上限数の合計（年30万株）は、当社発行済株式総数1,250,602,867株（2018年3月31日現在）の約0.02%に相当します。

以上

(ご参考) 取締役及び監査役の選任基準

社内取締役は、誠実な人格、高い識見と能力を有し、業務上の専門的知識とマネジメント経験を含む広範囲にわたる経験を兼ね備えた者を候補者とし、社外取締役は、誠実な人格、高い識見と能力を有し、多様な視点を取り入れる観点から、広範な知識と経験及び出身分野における実績を有する者を候補者としています。

また、社内監査役は、誠実な人格、高い識見と能力を有し、業務上の専門的知識と広範囲にわたる経験を兼ね備えた者を候補者とし、社外監査役は、誠実な人格、高い識見と能力を有し、特に法律、会計、企業経営等の分野における高度な専門知識と豊富な経験を有する者を候補者としています。

なお、いずれの候補者についても、その性別、国籍等は問いません。

社外取締役及び社外監査役の独立性については、以下の社内規則「社外役員の選任及び独立性に関する基準」第4条により定めています。

取締役及び監査役の選任基準並びに取締役及び監査役候補者の指名については、過半数が社外取締役で構成される「指名・報酬諮問委員会」（委員長：社外取締役）が取締役会の諮問機関として検討を行い、その結果を取締役会に答申し、答申を踏まえ取締役会が決定します。

「社外役員の選任及び独立性に関する基準」第4条

- ① 当社における社外取締役又は社外監査役（以下、併せて「社外役員」と総称する。）のうち、以下各号のいずれの基準にも該当しない社外役員は、独立性を有するものと判断されるものとする。
 1. 当社の大株主（直近の事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上を保有する者）又はその業務執行者である者
 2. 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者である者
 3. 当社の主要な取引先又はその業務執行者である者
 4. 当社又は連結子会社の会計監査人又はその社員等として当社又は連結子会社の監査業務を担当している者
 5. 当社から役員報酬以外に、年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、司法書士、弁理士、公認会計士、税理士、コンサルタント等（ただし、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体に所属する者）
 6. 当社の主要借入先（直近の事業年度にかかる事業報告において主要な借入先として氏名又は名称が記載されている借入先）又はその業務執行者である者
 7. 当社から年間1,000万円を超える寄附を受けている者（ただし、当該寄附を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体の業務執行者である者）
 8. 過去3年間において、上記1から7のいずれかに該当していた者
 9. 上記1から8のいずれかに掲げる者（ただし、重要な者に限る。）の二親等以内の親族
 10. 当社又は子会社の取締役、執行役員、理事、支配人、使用人、会計参与（法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。）の二親等以内の親族
 11. 過去3年間において、当社又は子会社の取締役、執行役員、理事、支配人、使用人、会計参与（法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。）のいずれかに該当していた者の二親等以内の親族
 12. 前各号のほか、当社と利益相反関係が生じうるなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者
- ② 本条に基づき独立性を有するものと判断されている社外役員は、独立性を有しないこととなった場合は、直ちに当社に告知するものとする。
- ③ 本条において「主要な取引先」とは、取引金額が直近の事業年度の年間連結売上高（国際会計基準を採用している場合は年間連結収益）の2%を超える場合をいう。

(ご参考) 当社の新たな役員報酬制度の概要

本総会第6号議案及び第7号議案が原案どおり承認可決された場合の当社役員報酬制度の概要は、以下のとおりです。

1. 取締役（社外取締役を除く）及び執行役員の報酬

(1) 目的

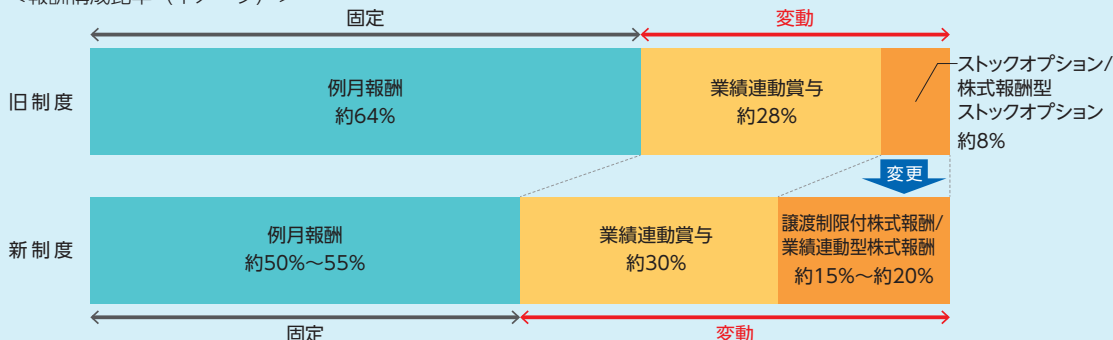
当社グループのガバナンス強化と中長期的な企業価値の向上を目的として、経営戦略と連動し、持続的な成長を後押しする報酬制度を実現するため、以下の基本方針に沿って策定しています。

- 固定報酬（例月報酬）と変動報酬（短期的な成果に連動する業績連動賞与と中長期的な成果や株主価値に連動する株式報酬）の割合等を適切に設定することにより、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するものとする。
- 当社グループの経営戦略と業績連動賞与の関連性を強化することにより、経営戦略に合致した職務の遂行を促し、また具体的な経営目標の達成を強く動機付けるものとする。
- 株式報酬制度について、これまで以上に株主価値との連動性を強化することにより、中長期的な企業価値向上に向けた取組や株主の皆様との一層の価値共有を進めるものとする。

(2) 報酬構成比率及び報酬水準

総報酬に占める例月報酬の比率を縮小し、業績連動賞与と株式報酬の比率を拡大しています。また、外部専門機関による客観的な報酬市場調査データを参考に、当社の経営環境を踏まえ、適切な報酬水準を設定しています。

<報酬構成比率（イメージ）>



(注) 上記の図は一定の会社業績及び当社株式の株価を基に算出したイメージであり、会社業績及び当社株式の株価の変動等に応じて上記割合も変動します。

2. 社外取締役及び監査役の報酬

社外取締役及び監査役の報酬は、独立性及び職務上果たす役割に鑑み、「例月報酬」のみで構成し、毎月定額を支給しています。

3. 報酬ガバナンス

当社は、取締役会の諮問機関として、過半数が社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会（委員長：社外取締役）を設置しています。取締役の報酬等の体系・水準及び監査役の報酬枠については、指名・報酬諮問委員会にて内容を検討し、その結果を取締役会に答申することとしており、透明性及び客観性を一層高めるよう努めています。

【役員報酬制度の全体像】

(●、○、◎は、それぞれの報酬等の支給対象者を示します。)

報酬等の種類		報酬等の内容	支給対象			
			取締役／ 執行役員 (注1)	取締役会長	社外取締役	監査役
固定	例月報酬 (注2)	役位に応じた定額を毎月支給する。	●	●	●	○
変動	業績連動賞与 (注3)	当社グループの経営戦略と業績連動賞与の関連性を強化するという観点から、中期経営計画において重視すべき業績管理指標として掲げる「連結純利益」と「基礎収益CF」の一定割合を総支給額とし、役位や個人評価に応じて個人ごとに配分する。	◎	—	—	—
	譲渡制限付 株式報酬 (リストラクテッド・ ストック) (注2、4)	原則として毎年、譲渡制限付の当社普通株式を交付する。 導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は、株式交付日から取締役又は執行役員その他当社取締役会で定める地位のいずれも退任又は退職する日までの期間とする。	●	●	—	—
	業績連動型 株式報酬 (パフォーマンス・ シェア・ユニット) (注2、4)	原則として毎年、3年間の評価期間における当社株式成長率（評価期間中の当社TSR（株主総利回り）をTOPIX（東証株価指数）の成長率で除して算出）に応じて決定される数の当社普通株式を、当該評価期間終了後に交付する。	●	●	—	—

- (注1) 取締役会長及び社外取締役を除きます。
- (注2) 取締役の「例月報酬」「譲渡制限付株式報酬」及び「業績連動型株式報酬」（上記●印）については、本総会第6号議案及び第7号議案が原案どおり承認可決された場合、限度額が年額12億円（うち社外取締役の報酬については年額1億円）となり、これに基づき、各取締役への支給額は取締役会にて決議されます。また、監査役の「例月報酬」（上記○印）については、2013年6月21日開催の第145期定時株主総会において、限度額が年額1億8,000万円と決議されています。これに基づき、個々の報酬については監査役の協議にて決定されます。
- (注3) 取締役の「業績連動賞与」（上記◎印）については、業績との連動性が高いことから、毎年、株主総会の決議を経て支給することとしています。なお、取締役会長及び社外取締役は業績連動賞与の支給対象ではありません。
- (注4) 株式報酬を付与するための金銭報酬債権の総額及び発行又は処分をされる当社普通株式の総数の上限は、以下のとおりです。なお、最初に「業績連動型株式報酬」として当社普通株式を交付する時期は、最初の評価期間が終了する時期（2021年8月頃）になります。

	取締役（社外取締役を除く） 及び執行役員		左記のうち取締役（社外取締役を除く）	
	金銭報酬債権の総額	当社普通株式の総数	金銭報酬債権の総額	当社普通株式の総数
譲渡制限付株式報酬	年額 520百万円以内	年 49万株以内	年額130百万円以内	年12万株以内
業績連動型株式報酬	年額 1,700百万円以内	年 73万株以内	年額430百万円以内	年18万株以内
合 計	年額2,220百万円以内	年122万株以内	年額560百万円以内	年30万株以内

※ 上記の「業績連動型株式報酬」の「金銭報酬債権の総額」及び「当社普通株式の総数」（上限）は、3年間の評価期間における当社株式成長率等を勘案のうえ、交付する当社普通株式の総数（及びそのために支給する金銭報酬債権の総額）が最大となる場合を想定し、設定しています。

事業報告 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)

I. 住友商事グループの現況に関する事項

1 事業の経過及びその成果

(1) 企業環境

当期の世界経済は順調で、底堅さが増しました。米国では新政権の下、安定した成長が続きました。欧州ではドイツを中心に域内全般において景気回復の動きが強まりました。また、中国では財政支援の下、当初の想定を上回る成長となり、アジア各国でもその影響を受け、持ち直しの動きが続きました。

国内経済は、雇用・所得環境の改善による個人消費の増加や2016年度の補正予算執行が下支えとなり、堅調に推移しました。また、世界経済の回復基調や安定した為替相場に支えられ、輸出も概ね安定しました。

(2) 全体業績及び財政状態

① 全体業績

当期の親会社の所有者に帰属する当期利益^(注1)は3,085億円となり、前期に比べ1,376億円の増益となりました。また、当期の減損損失を除く基礎収益^(注2)は3,237億円となり、前期に比べ971億円の増益となりました。資源ビジネスが価格上昇の影響等により増益となったことに加え、北米鋼管事業の収益が改善したことや、リース事業や建機販売及び建機レンタル事業が堅調に推移したこと、電力EPC案件に係る建設工事が進捗したことなどにより、増益となったものです。一過性損益については、インドネシア商業銀行への投資に係る減損損失を計上したものの、米国における税制改正や資産入替えに伴う一過性利益があったことなどから約230億円の利益となり、チリ銅・モリブデン事業における減損損失などを計上した前期に比べ、約690億円の改善となりました。

(単位：億円)	第149期 (2016年度)	第150期 (2017年度)	増減
当期利益 (親会社の所有者に帰属)	1,709	3,085	+1,376
基礎収益 (除く減損損失)	2,267	3,237	+971
一過性損益	約 △460	約 +230	約 +690

(注1)「親会社の所有者に帰属する当期利益」は、住友商事の株主に帰属する純利益を示しています。

(注2)「基礎収益」＝(売上総利益+販売費及び一般管理費(除く貸倒引当金繰入額)+利息収支+受取配当金)×(1-税率)+持分法による投資損益

② 財政状態

(a) 資産、負債及び資本の状況

当期末の資産合計は、営業債権や棚卸資産が増加した一方で、円高に伴う減少があったことなどから、前期末に比べ88億円増加し7兆7,706億円となりました。

資本のうち親会社の所有者に帰属する持分^(注1)は、親会社の所有者に帰属する当期利益の積み上げにより、前期末に比べ1,917億円増加し2兆5,582億円となりました。

現預金ネット後の有利子負債は、前期末に比べ1,064億円減少し2兆5,215億円となりました。

この結果、ネットのデット・エクイティ・レシオ^(注2)は、1.0倍となりました。

(b) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、メディア・生活関連の主要事業を中心としたコアビジネスが順調に資金を創出したことなどから、2,953億円のキャッシュ・インとなりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、欧州自動車金融事業の売却や米国オフィスビルの一部売却など資産入替えによる回収が約1,800億円あった一方で、米国ジェネリック製薬事業やブラジル水事業への参画など、約2,800億円の投融資を行ったことなどから、1,558億円のキャッシュ・アウトとなりました。

これらの結果、営業活動によるキャッシュ・フローに投資活動によるキャッシュ・フローを加えたフリーキャッシュ・フローは、1,395億円のキャッシュ・インとなりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、借入金の返済や配当金の支払などにより、2,296億円のキャッシュ・アウトとなりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の当期末残高は、前期末より1,093億円減少し6,672億円となりました。

③ 「Be the Best, Be the One 2017」における配当方針

当社は、株主の皆様に対して長期にわたり安定した配当を行うことを基本方針としつつ、中長期的な利益成長による配当額の増加を目指して取り組んでいます。

2015年度からの3か年を対象とする中期経営計画「Be the Best, Be the One 2017」においては、1株当たり50円を年間配当金の下限とし、連結配当性向25%以上を目安に、基礎収益やキャッシュ・フローの状況等を勘案のうえ、配当額を決定することとしています。

当期の親会社の所有者に帰属する当期利益は3,085億円となりましたので、上記の配当方針に基づき、連結配当性向25%を適用しますと、当期の年間配当金は、1株当たり62円となります（前期年間配当金実績50円）。中間配当金は28円でしたので、当期の期末配当金として、1株当たり34円を本年6月に開催予定の定時株主総会にてお諮りすることとします。

なお、2018年度の年間配当金予想額は、連結業績の見通し3,200億円を踏まえ、1株当たり75円としています。詳細については後記41ページの **2 対処すべき課題 (2)「中期経営計画2020」～新たな価値創造への飽くなき挑戦～**の「⑤ 配当方針」に記載のとおりです。

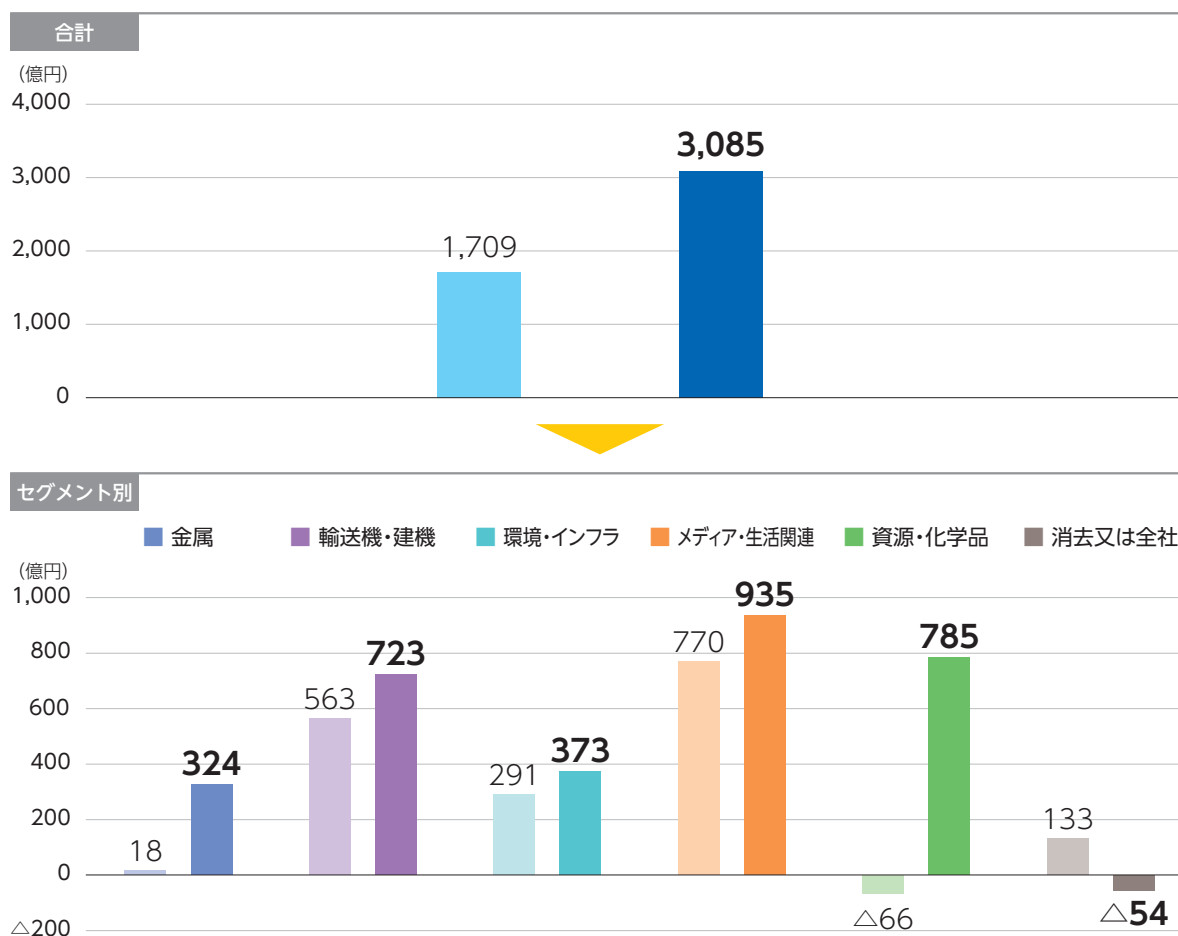
(注1)「資本のうち親会社の所有者に帰属する持分」は、資本のうち住友商事の株主に帰属する持分を示しています。

(注2)「ネットのデット・エクイティ・レシオ」(Debt-Equity Ratio)は、現預金ネット後の有利子負債を、「資本のうち親会社の所有者に帰属する持分」で除して算出したものです。

(3) セグメント別の状況

左：第149期（2016年度） 右：第150期（2017年度）

① セグメント別当期利益又は損失（グローバルベース）



(注) 1. 前期より「グローバルベース」で表示しています。「グローバルベース」は、一昨年まで個別に表示していた海外現地法人・海外支店セグメントの業績を、各事業セグメントの業績に含めて算出した参考値です。

2. 上記「当期利益又は損失（親会社の所有者に帰属）」の数値は、億円単位を四捨五入しているため、個々の内訳を足し上げた計と合計値は必ずしも一致していません。

② 事業部門別の事業活動

金 属

事業部門

事業概要

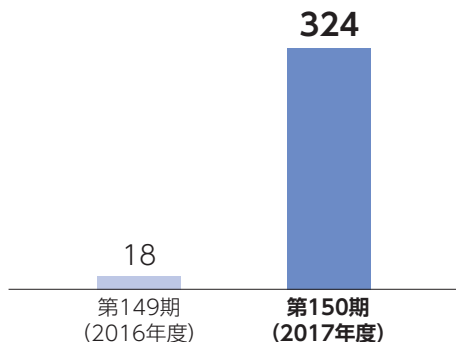
- 薄板・厚板・線材などの鋼材及び油井管・ラインパイプなどの鋼管をはじめとした鉄鋼製品並びにアルミ・チタンなどの非鉄金属製品の取引
- 鋼材・鋼管・非鉄金属の各種加工及び関連事業

▶ 業績概要

金属事業部門では、北米鋼管事業の収益が改善したことや、海外スチールサービスセンター事業が堅調に推移したことに加え、資産入替に伴う一過性利益を計上したことなどから、前期に比べ306億円増益の324億円となりました。

■ 当期利益(親会社の所有者に帰属)

(単位:億円)



2017年度の総括

鋼材分野では、スチールサービスセンター事業のバリューアップと競争力強化に注力し、サミットスチールの中国地方におけるスチールサービスセンター事業を、伊藤忠丸紅鉄鋼傘下の広島スチールセンターへ統合し、戦略的に提携することに合意しました。鋼管分野では、北米鋼管事業におけるバリューチェーンの更なる拡充とサービス・機能の強化を目指し、全米規模の拠点・販売・物流ネットワークや幅広い顧客基盤を有する米国大手油井管問屋を買収しました。また、ラインパイプ事業では、革新的な技術の導入による価値提供の高度化及び顧客基盤の拡充を目指し、ガラス繊維や炭素繊維と樹脂の複合素材パイプを製造するオランダの新興企業へ出資しました。



スチールサービスセンター(山口県)の最新全自動刃組み設備

輸送機・建機

事業部門

事業概要

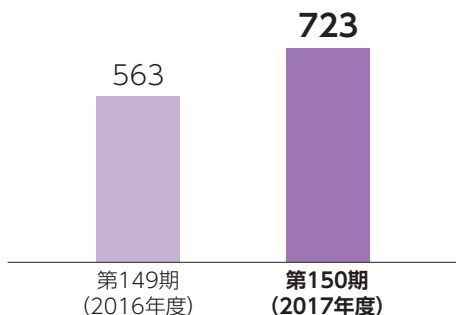
- 船舶、航空機、鉄道車両、交通輸送システム、自動車、自動二輪車、建設機械、鉱山機械、農業機械、産業車両及びこれらの関連設備機器・関連部品の取引並びにこれらに関する事業
- リース・ファイナンス事業
- PFI（民間資金等活用）事業

業績概要

輸送機・建機事業部門では、リース事業や建機販売及び建機レンタル事業が堅調に推移したことに加え、海運市況が回復基調となったことなどから、前期に比べ160億円増益の723億円となりました。

■当期利益(親会社の所有者に帰属)

(単位:億円)



2017年度の総括

船舶・航空宇宙・輸送インフラ分野では、三井住友フィナンシャルグループとの共同事業である三井住友ファイナンス&リースの出資比率を両社50%ずつとするリース事業再編に合意しました。総合リース事業、航空機リース事業及びオートリース事業の更なる競争力の向上と持続的な成長を図っていきます。自動車分野では、既存の幅広いバリューチェーンを強化するとともに、EV（電気自動車）や自動運転、カーシェアリング等の新たなモビリティ分野への投資や事業開発を推進しました。建設機械分野では、グローバルに展開する建設機械販売事業及びレンタル事業において顧客の幅広いニーズに応えました。また、ウガンダ共和国の土木事業・運輸省向け道路建設用機械を受注するなど、新興国の経済発展に寄与する取組も行いました。



バッテリー交換式電動スマートスクーター及び
交換式バッテリー用充電ステーション

環境・インフラ

事業部門

事業概要

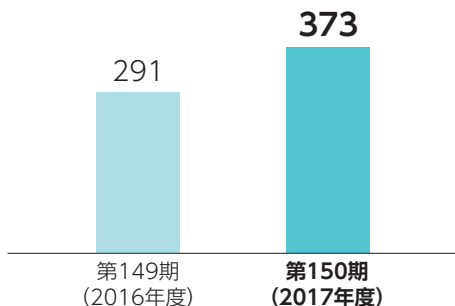
- 電力・上下水道などの社会インフラ事業
- 太陽光発電・風力発電などの再生可能エネルギー関連事業
- 次世代電池・リサイクルなどの環境関連事業
- 工業設備などの産業インフラ事業
- 物流・保険・海外工業団地関連事業

▶ 業績概要

環境・インフラ事業部門では、海外発電事業が堅調に推移したことに加え、大型EPC案件に係る建設工事が進捗したことなどから、前期に比べ82億円増益の373億円となりました。

■ 当期利益(親会社の所有者に帰属)

(単位:億円)



2017年度の総括

各国の社会・産業のニーズに応じたインフラ整備・拡充を通じ、地球環境との共生及び地域と産業の発展に貢献する取組を推進しています。先進国では、環境配慮型インフラ整備を重点分野と位置付け、再生可能エネルギー発電事業を推進しました。英国では2件の洋上風力発電所の建設工事が進捗し、国内では愛知県半田市のバイオマス発電所、福島県南相馬市の太陽光発電所が運転を開始しました。新興国では、増大するインフラ需要に応えるためのさまざまな取組を着実に実行しました。ブラジルにおいて、同国最大の民間上下水道会社へ資本参画したほか、チュニジアガス焚き複合火力発電所及びバングラデシュ超々臨界圧石炭火力発電所^(注)の建設に着手しました。また、インドではチェンナイ市にて工業団地の販売を開始しました。



福島県南相馬市・太陽光発電所

(注) この発電所は、蒸気を超高温・超高压化することで発電効率を高め、燃料の使用量及びCO₂の排出量を抑制し、環境負荷を低減することができます。

メディア・生活関連

事業部門

事業概要

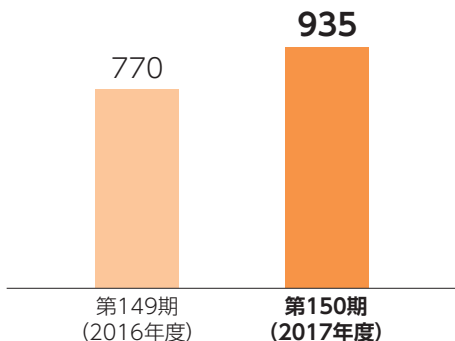
- ケーブルテレビ・番組供給などのメディア事業
- モバイルソリューション・ITサービスなどのICT（情報通信技術）事業
- テレビ通販・食品スーパー・ドラッグストアなどのライフスタイル・リテイル事業
- 青果・食肉・砂糖などの食料・食品事業
- 木材・建材・バイオマスなどの生活資材及び総合不動産事業

業績概要

メディア・生活関連事業部門では、国内主要事業会社や不動産事業が堅調に推移したことに加え、資産入替えに伴う一過性利益を計上したことなどから、前期に比べ165億円増益の935億円となりました。

■ 当期利益(親会社の所有者に帰属)

(単位:億円)



2017年度の総括

消費者に近い商品・サービスを提供する部門として、「快適で心躍る暮らしの実現」と更なる収益拡大を目指し、ジュピターテレコム（ケーブルテレビ事業）、SCSK（ITサービス事業）、ジュピターショップチャンネル（テレビ通販事業）、サミット（食品スーパー事業）、トモズ（ドラッグストア事業）、不動産事業等の強化に注力しました。例えば、不動産事業では、銀座六丁目のオフィス・商業の複合施設「GINZA SIX（ギンザ シックス）」が開業したほか、米国不動産を対象としたファンドの組成やアジアでの住宅事業など、海外事業にも注力しました。また、今後成長が見込まれるデジタルメディア関連事業やヘルスケア事業に取り組んだほか、カナダにおける木質ペレット製造事業に資本参画しました。



私募ファンドの投資対象資産として組み入れた
米国フロリダ州マイアミ市の「マイアミタワー」

資源・化学品

事業部門

事業概要

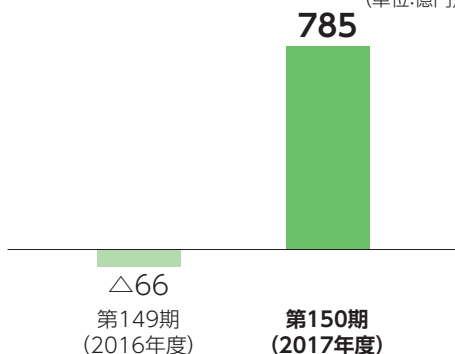
- 石炭、鉄鉱石、非鉄金属原料、石油・ガス、電池用材料及び炭素関連原材料・製品に関する事業
- 合成樹脂、有機・無機化学品、電子材料、医薬、農薬及び肥料に関する事業

業績概要

資源・化学品事業部門では、資源価格の上昇によりポリビア銀・亜鉛・鉛事業や南アフリカ鉄鉱石事業が堅調に推移したことに加え、前期にはチリ銅・モリブデン事業において減損損失を計上したことなどから、前期に比べ851億円増益の785億円となりました。

■ 当期利益又は損失(親会社の所有者に帰属)

(単位:億円)



2017年度の総括

資源・エネルギー、化学品・エレクトロニクス製品の安定供給を通じ、地域と産業の豊かで持続的な発展に貢献する取組を、地球環境の保全に配慮しながら推進しました。資源・エネルギー分野では、既存の資源上流事業において、引き続き安定操業とコスト削減に力を入れました。また、日系3社と共同で、ガーナ沖油・ガス田向けのFPSO^(注)の保有・備船事業への参画に合意しました。石油・ガスビジネスの拡大を図るとともに、同国におけるエネルギー資源不足の解決に貢献していきます。ライフサイエンス分野では、世界最大の医薬市場である米国においてジェネリック製薬事業に参画しました。この事業を通じて高品質のジェネリック医薬品を幅広く提供し、人々の心身の健康増進に寄与していきます。



米国ジェネリック製薬事業会社での研究の様子

(注) Floating Production, Storage and Offloadingの略。洋上で原油・ガスを生産し、生産した原油をタンクに貯蔵し、直接タンカーへの積み出しを行う設備。

(4) 中期経営計画「Be the Best, Be the One 2017 (BBBO2017)」の総括

当社は、2015年度から3か年の経営計画である中期経営計画「Be the Best, Be the One 2017 (BBBO2017)」において、当社のビジネスを取り巻く諸環境の変化や経営課題を踏まえ、当社グループが一丸となって課題を克服し、成長軌道への回復に道筋をつけることをテーマに、経営改革・成長戦略の推進に取り組んできました。

① 定量計画

「BBBO2017」で掲げた定量計画の実績は以下のとおりです。

		年度／期間	当初計画	修正計画 ^(注1) (2016年5月)	実 績
利 益 計 画	連結純利益	2015年度	2,300億円	—	745億円
		2016年度	—	—	1,709億円
		2017年度	3,000億円以上	2,200億円 ^(注2) 以上	3,085億円
	ROA	2017年度	3%以上	2.5%以上	4.0%
	リスク・リターン	2017年度	10%以上	9.0%以上	13.4%
	ROE	2017年度	10%程度	9.0%程度	12.5%
財 務 方 針	コア・リスクバッファとリスクアセットのバランス	2017年度末までに	バランス回復	バランス回復	バランス回復
	フリーキャッシュ・フロー	3年合計	2,000億円	7,000億円	8,189億円
	配当後フリーキャッシュ・フロー	3年合計	黒字確保	5,000億円	6,279億円
投 資 計 画		3年合計	1兆2,000億円	1兆円	約8,900億円

2017年度の連結純利益^(注3)は、3,085億円となり、過去最高益を達成しました。また、同年度のROA、リスク・リターン及びROEはそれぞれ4.0%、13.4%及び12.5%となり、当初の目標を達成しました。財務方針に関しては、2017年度末時点でコア・リスクバッファ^(注4)とリスクアセットのバランスの回復を達成し、「BBBO2017」の対象期間3年間合計の配当後フリーキャッシュ・フローの実績は、6,279億円となりました。

② 経営改革の推進

「BBBO2017」では、コーポレートガバナンスの更なる強化、意思決定プロセスの見直し及びリスク管理の強化・見直しを行いました。経営会議を、社長の諮問機関から業務執行レベルの最高意思決定機関に変更し、多面的な議論を経て重要事項を決定する体制を整えました。

(注1) 取り巻く事業環境の変化を踏まえ、2016年5月に定量計画を修正しました。

(注2) 2017年5月に2,300億円に修正しました。

(注3) 「連結純利益」は、国際会計基準 (IFRS) の「当期利益 (親会社の所有者に帰属)」と同じ内容を示しています。

(注4) 「コア・リスクバッファ」とは、「資本金」、「剰余金」及び「在外営業活動体の換算差額」の和から「自己株式」を差し引いて得られる数値で、当社は、最大損失可能性額である「リスクアセット」を「コア・リスクバッファ」の範囲内に収めることを経営の基本としています。

取締役会については、社外取締役を増員する一方で、社内取締役の数を減らして社外取締役の比率を高めたほか、取締役会の付議基準を見直し、経営計画の進捗状況や重要な委員会の活動状況などの報告事項を充実させて、経営の執行に対する監督機能を強化しました。また、取締役の指名・報酬の決定プロセスの透明性及び客観性を高めるため、取締役会の諮問機関として、社外取締役が委員長を務めかつ委員の過半数を占める「指名・報酬諮問委員会」を設置しました。リスク管理体制については、事業部門レベルと全社レベルの投融資委員会を開催し、投資の検討段階と実行段階のそれぞれにおいて、さまざまな角度から議論できる体制を整えたほか、投資評価基準の見直しや、投資実行後のモニタリング体制の見直しを行いました。

③ 成長戦略の推進

「BBBO2017」の対象期間3年合計の投資実績は以下のとおりです。

	投資額（億円）		主な投資実績
	3年合計計画 (15/4-18/3) (注)	実績 (15/4-18/3)	
自動車・輸送関連	3,800	2,500	米国 建機レンタル事業、航空機エンジンリース事業、 欧州 自動車用鍛造部品事業
生活・情報産業	1,900	2,100	国内外不動産事業、国内ICT事業 設備投資、 ミャンマー 通信事業 追加投資
社会インフラ基盤	1,400	1,500	欧州 洋上風力発電事業、ブラジル 水事業、 国内 バイオマス発電事業
食料・農業	1,000	1,100	アイルランド 青果物生産・卸売事業、 ブラジル 農業資材直販事業
資源・エネルギー (上流権益を除く)	500	300	マレーシア マンガン製造販売事業
資源上流権益	1,400	1,400	マダガスカル ニッケル事業
合 計	10,000	8,900	

当社が強みを有する自動車・輸送関連、生活・情報産業及び社会インフラ基盤の3つの分野を中心に投資を実行しました。また、エネルギー周辺分野、IoT・AI関連分野などの成長ポテンシャルの高い分野においては、組織間連携を通じ、全社プロジェクトとして取り組む体制を強化しました。

(注) 2017年5月の公表値を記載しています。

2 対処すべき課題

(1) 今後の経済見通し

世界経済は、先進国、新興国の双方において引き続き景気回復の動きが続くものと見込まれます。ただし、米国の政策変更により一部の先進国や新興国の経済成長が抑制されることが懸念されます。

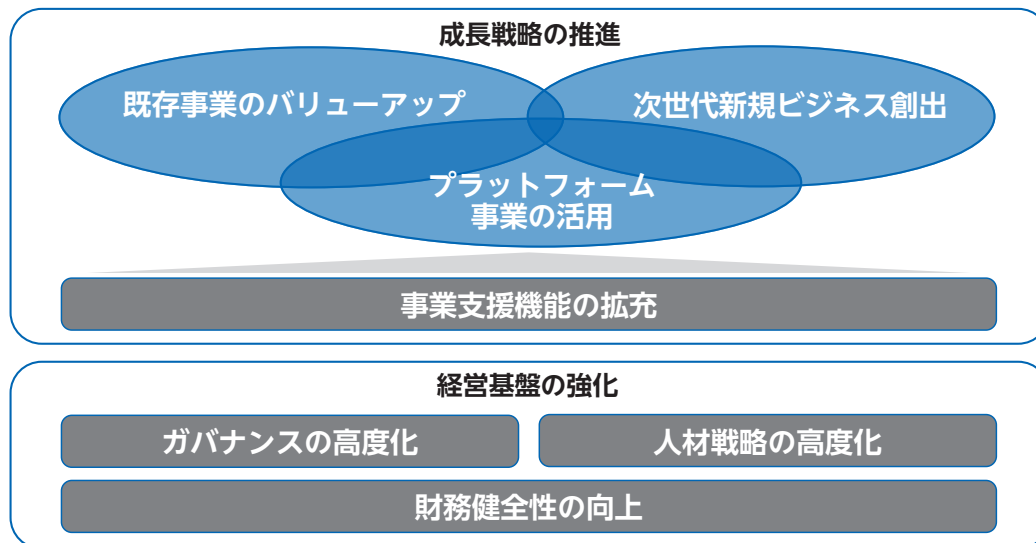
国内経済は、引き続き訪日外国人旅行者による消費活動、企業の設備投資及び東京オリンピックの開催に向けた公共投資の増加が見込まれ、雇用・所得環境の改善により景気回復の動きが継続するものと期待されます。ただし、主要な輸出・投資先である米国・アジアの経済が悪化したり、エネルギー価格が更に上昇したりした場合には、景気の下押しリスクになると考えられます。

(2) 「中期経営計画2020」～新たな価値創造への飽くなき挑戦～

①「中期経営計画2020」

当社は、今般、2018年度から2020年度までの3か年を対象とする「中期経営計画2020」を策定しました。「中期経営計画2020」では、IoT・AIなどテクノロジーの急速な発展により全産業のボーダレス化・複合化が加速し、産業構造が大きく変化するビジネス環境下において、引き続き経営基盤の強化を図りながら、成長戦略の推進を中心に据えて、新しい価値創造への飽くなき挑戦に取り組んでいきます。

中期経営計画2020 ～新たな価値創造への飽くなき挑戦～



② 成長戦略の推進

「中期経営計画2020」では、既存事業を徹底的に強化する「既存事業のバリューアップ」、中長期視点での「次世代新規ビジネス創出」及び有力な事業基盤・機能を掛け合わせる「プラットフォーム事業の活用」の3つの施策を中心に取り組むことで、成長戦略を推進していきます。

(a) 既存事業のバリューアップ

鋼管事業、リース・ファイナンス事業、メディア事業などの既存の収益の柱を更に強化することに加え、資源上流の大型案件の完遂及び早期収益化や食料事業の収益拡大など、事業の成長ポテンシャルの追求・実現を図っていきます。また、次世代のモビリティ社会を見据えた事業の推進など、ビジネス環境の大きな変化にも、迅速に対応していきます。

(b) 次世代新規ビジネス創出

加速度的にビジネス環境が変化する中で、大きな成長が見込まれる分野に経営資源を集中的に投下していきます。具体的には、「テクノロジー × イノベーション」「ヘルスケア」「社会インフラ」の3分野に3年合計で約3,000億円の資金を投下していきます。

「テクノロジー × イノベーション」分野については、デジタルトランスフォーメーション^(注)の加速によるビジネスの高度化やビジネスモデルの変革、次世代ビジネスに繋がる新規事業開発に取り組んでいきます。「ヘルスケア」分野については、高齢化や医療費の膨張がグローバルな社会課題となる一方、市場の急速な拡大が見込まれています。当社グループの有力な事業基盤や機能を活用し、IoT・AIなどの技術革新を活用したデジタルヘルス、医療費効率化に繋がる新たなビジネスモデル、新興国でのヘルスケア関連のインフラ拡充などへの取組を強化していきます。「社会インフラ」分野については、人口増大、都市化の進展や気候変動問題なども踏まえて、スマートシティ・都市開発、インフラ整備事業や、新技術を活用した環境配慮型ビジネスに取り組んでいきます。

(c) プラットフォーム事業の活用

当社グループが有するさまざまな事業基盤や機能は、あらゆる「産業」「社会」「地域」に繋がる多くの「接点」を有しており、これが新たな価値を生み出す原動力になります。「顧客基盤」「通信・放送・ネットワーク」「リース・レンタル・シェアリング」「デジタルプラットフォーム」などの事業基盤や機能を活用しながら、事業と事業の掛け合わせや組織間の連携によって、新たな価値の創造に取り組んでいきます。

(注) IoT、ビッグデータ、AIといった革新的なデジタル技術の進化を背景に、さまざまなビジネス領域で最先端のICT技術を活用した既存事業の高度化・新規事業開発。

これらの成長戦略を推進するための仕組みとして、「新規事業開発支援」「フルポテンシャルプラン」「アセットサイクルマネジメント」「デジタルトランスフォーメーション」の4つの「事業支援機能」の拡充に取り組みます。

「新規事業開発支援」では、全社視点で次世代ビジネスを育成していく仕組み作りに取り組んでいきます。「フルポテンシャルプラン」では、未だ所期の成果を上げるに至っていない改善余地のある事業会社や、更なる成長が見込まれる事業会社を対象に、事業価値最大化のための具体策を策定し、実行状況を重点的にモニタリングすることを通じて、全社ポートフォリオの更なる質の改善を図ります。「アセットサイクルマネジメント」では、他人資本の活用により、各事業の資産効率を上げるための支援を行います。「デジタルトランスフォーメーション」では、各分野の知見やプラットフォーム事業基盤にテクノロジーを掛け合わせることで、当社ビジネスモデルの変革を加速していきます。

③ 経営基盤の強化

(a) ガバナンスの高度化

「BBBO2017」では経営改革の推進を柱の一つとして掲げてきましたが、引き続き、経営改革の実践に取り組み、ガバナンスの高度化を図っていきます。具体的には、事業ポートフォリオ戦略に関する報告を充実させるなどして、取締役会におけるモニタリング機能を強化していくとともに、当社グループのガバナンスを強化すべく、内部統制推進を通じた事業会社の業務品質の向上に努めていきます。

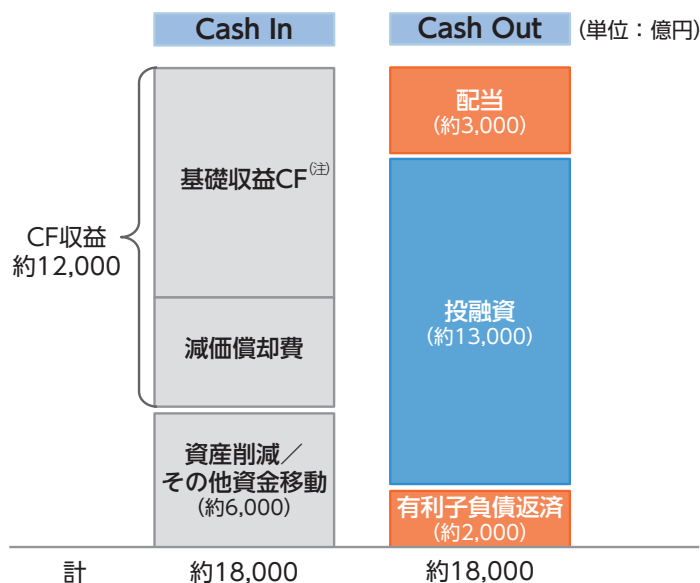
(b) 人材戦略の高度化

「Diversity & Inclusion ～多様な力を競争力の源泉に～」を基本コンセプトに、人材戦略の高度化を図ります。すなわち、当社グループの多様な人材の個性を認め尊重するとともに、一人ひとりのチャレンジを促し、強みを伸ばし、活かすことを主眼に、各種施策に取り組んでいきます。例えば、さまざまな働き方を支援すべく働き方改革を推進します。また、グローバル連結ベースで、最適な人材を適時・適所に配置できる体制を整えていきます。

(c) 財務健全性の向上

経営基盤の更なる強化を目的として、財務健全性の向上に取り組んでいきます。キャッシュ創出力が着実に高まってきていることや資産入替えを引き続き積極的に進めていくことにより、1兆8,000億円のキャッシュ・インを計画しています。また、このキャッシュを原資として、投融資計画は1兆3,000億円としています。さらには、3年合計配当後フリーキャッシュ・フローを2,000億円以上確保し、有利子負債の返済に充当することで、財務健全性の向上をもう一段進めていきます。コア・リスクバッファーとリスクアセットのバランスについては、引き続きその維持に努めていきます。

中計2020(3年間)のキャッシュ配分イメージ



(注) 「基礎収益CF」 = 基礎収益 - 持分法による投資損益 + 持分法投資先からの配当
「基礎収益」 = (売上総利益 + 販売費及び一般管理費 (除く貸倒引当金繰入額) + 利息収支 + 受取配当金) × (1 - 税率) + 持分法による投資損益

④ 定量計画

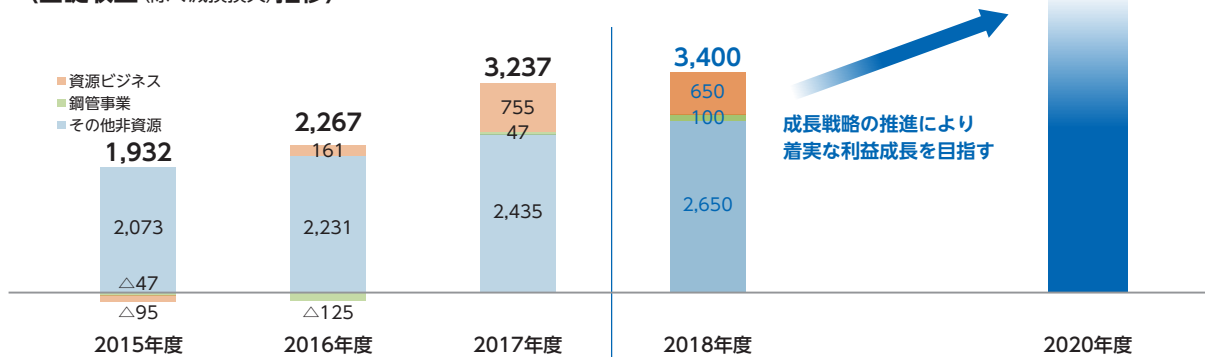
2018年度は、基礎収益を3,400億円、当期利益を3,200億円と計画しています。また、ROA及びROEについては、それぞれ4%以上及び10%以上を見込んでいます。引き続き、成長戦略の推進による着実な利益成長を目指していきます。

(単位：億円)	2017年度 実績	2018年度 予想
当期利益 (親会社の所有者に帰属)	3,085	3,200
基礎収益 (除く減損損失)	3,237	3,400

効率性指標

- ROA **4%以上**
- ROE **10%以上**

〈基礎収益 (除く減損損失) 推移〉



⑤ 配当方針

当社は、株主の皆様に対して長期にわたり安定した配当を行うことを基本方針としつつ、中長期的な利益成長による1株当たりの配当増額を目指して取り組んでいます。「中期経営計画2020」においては、連結配当性向を30%程度へ引き上げることとし、基礎収益やキャッシュ・フローの状況等を勘案のうえ、配当額を決定します。2018年度の年間配当金予想額は、1株当たり75円（中間37円、期末38円）としています。

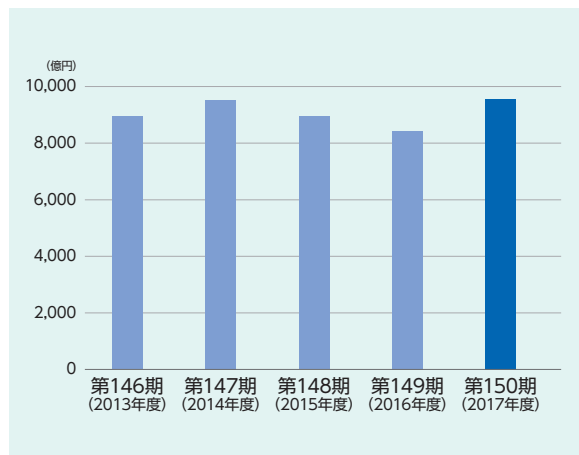
株主の皆様には、一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

3 財産及び損益の状況

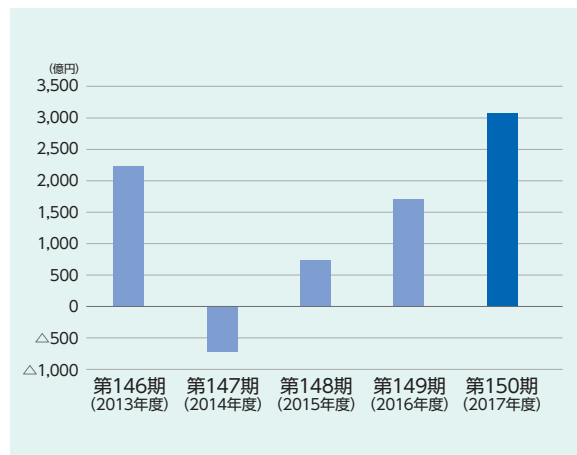
区 分	国際会計基準				
	第146期 (2013年度)	第147期 (2014年度)	第148期 (2015年度)	第149期 (2016年度)	第150期 (2017年度)
収益 (億円)	33,174	37,622	40,108	39,970	48,273
売上総利益 (億円)	8,944	9,529	8,941	8,427	9,565
当期利益又は損失(△) (親会社の所有者に帰属) (億円)	2,231	△732	745	1,709	3,085
1株当たり当期利益又は損失(△) (親会社の所有者に帰属) (円)	178.59	△58.64	59.73	136.91	247.13
総資産額 (億円)	86,687	90,214	78,178	77,618	77,706
親会社の所有者に帰属する持分 (億円)	24,047	24,814	22,515	23,665	25,582
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	1,927.37	1,988.62	1,803.95	1,895.81	2,048.93
親会社所有者帰属持分当期利益率 (ROE) (%)	10.0	△3.0	3.2	7.4	12.5
総資産当期利益率 (ROA) (%)	2.7	△0.8	0.9	2.2	4.0
親会社所有者帰属持分比率 (%)	27.7	27.5	28.8	30.5	32.9
有利子負債 (ネット) (億円)	31,235	35,175	27,703	26,279	25,215
Debt-Equity Ratio (ネット) (倍)	1.3	1.4	1.2	1.1	1.0

- (注) 1. 日本の会計慣行に従い表示していた「売上高」の実績値の表示を取りやめ、前期より国際会計基準 (IFRS) に従い「収益」を表示しています。
2. 有利子負債 (ネット) は、有利子負債から現金及び現金同等物と定期預金を控除しています。
3. 億円単位の記載金額は、単位未満を四捨五入しています。

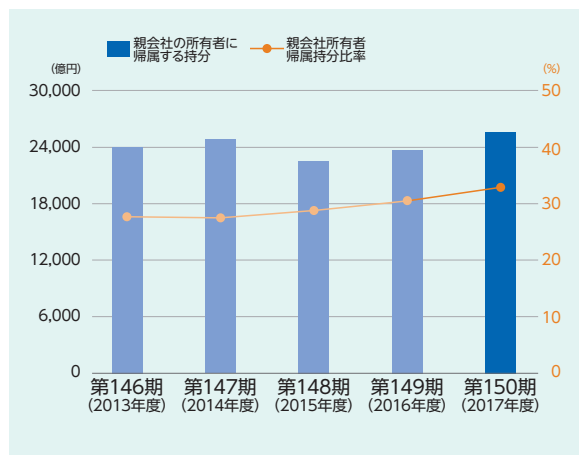
売上総利益



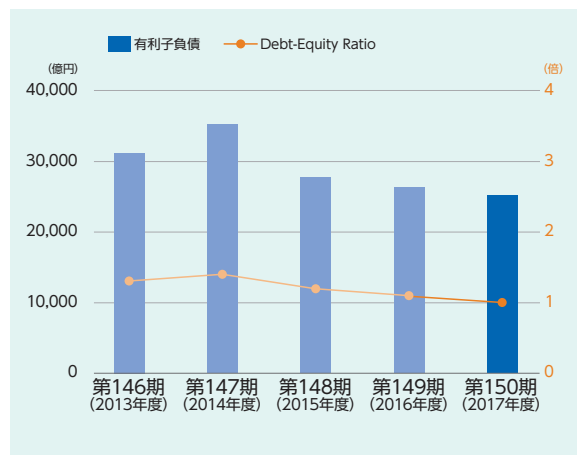
当期利益又は損失(△) (親会社の所有者に帰属)



親会社の所有者に帰属する持分／親会社所有者帰属持分比率



有利子負債 (ネット) / Debt-Equity Ratio (ネット)



4 主要な事業内容 (2018年3月31日現在)

住友商事グループは、グローバルなネットワークを通じて、金属、輸送機・建機、環境・インフラ、メディア・生活関連、資源・化学品など多岐にわたる事業分野で、各種商品の国内、輸出入及び海外取引を行うほか、各種のサービス関連事業や事業投資を行うなど、多角的な事業活動を行っています。

5 主要な営業所の状況 (2018年3月31日現在)

(1) 国 内

当 社 本 店	東京都中央区	
当 社 支 社	6か所	北海道支社（札幌）、東北支社（仙台）、中部支社（名古屋）、 関西支社（大阪）、中国支社（広島）、九州支社（福岡）
当 社 支 店	5か所	浜松支店、四国支店（高松）、新居浜支店、長崎支店、沖縄支店（那覇）

(注) 上記のほか、当社の営業所1か所があります。

国内独立法人	3法人	住友商事北海道株式会社、住友商事東北株式会社、住友商事九州株式会社
--------	-----	-----------------------------------

(注) 上記国内独立法人3法人が有する本・支店等は9か所です。

(2) 海 外

当社支店・出張所	4か所	ヨハネスブルグ支店、キエフ支店、アルマティ支店、アスタナ出張所
----------	-----	---------------------------------

(注) 上記のほか、海外における当社の駐在員事務所25か所があります。

海外現地法人	38法人	米州住友商事会社（米国）、ブラジル住友商事会社、 欧州住友商事ホールディング会社（英国）、欧州住友商事会社（英国）、 アフリカ住友商事会社（南アフリカ共和国）、 中東住友商事会社（アラブ首長国連邦）、CIS住友商事会社（ロシア）、 アジア大洋州住友商事会社（シンガポール）、中国住友商事会社、 上海住友商事会社など
--------	------	--

(注) 上記海外現地法人38法人が有する本・支店等は79か所です。

6 従業員の状況 (2018年3月31日現在)

(1) 住友商事グループの従業員数

区 分	■ 金属	■ 輸送機・建機	■ 環境・インフラ	■ メディア・生活関連	■ 資源・化学品	■ 海外現地法人・海外支店	その他	合計
従業員数	6,320名	11,627名	3,067名	24,478名	5,586名	20,178名	1,760名	73,016名 (対前期末2,116名増)

(2) 当社の従業員数

合計 5,261名 (対前期末81名減)

(注) この中には、海外事務所が雇用している従業員170名が含まれています。

7 重要な子会社の状況

(1) 連結の範囲及び持分法の適用に関する事項

区 分	国際会計基準			
	第147期 (2014年度)	第148期 (2015年度)	第149期 (2016年度)	第150期 (2017年度)
連結子会社	596社	577社	664社	654社
持分法適用会社	266社	269社	286社	293社

(2) 主要な連結子会社及び持分法適用会社

区 分	会社名	主要な事業内容
■ 金属	ERYNGIUM LTD. (子)	油井機器用金属部品の加工・販売
	住商メタレックス株式会社 (子)	非鉄金属及び同製品の販売
■ 輸送機・建機	三井住友ファイナンス&リース株式会社 (持)	リース業
	住友三井オートサービス株式会社 (持)	自動車リース業及び関連サービス
■ 環境・インフラ	PT. CENTRAL JAVA POWER (子)	インドネシアにおける発電所リース事業
	サミットエナジー株式会社 (子)	国内における発電所の開発・保有・運営及び電力販売
■ メディア・生活関連	SCSK株式会社 (子)	システム開発、ITインフラ構築、ITマネジメント等のITサービス提供
	株式会社ジュピターテレコム (持)	CATV局の統括運営及び多チャンネル放送向け番組供給事業統括
■ 資源・化学品	MINERA SAN CRISTOBAL S.A. (子)	ボリビアにおける銀・亜鉛・鉛鉱山の操業
	SUMISHO COAL AUSTRALIA PTY LTD. (子)	豪州における石炭事業への投資
■ 海外現地法人・海外支店	米州住友商事会社 (子)	輸出入及び卸売業
	欧州住友商事ホールディング会社 (子)	欧州現地法人の持株会社

(注) (子)は連結子会社、(持)は持分法適用会社です。

8 主要な借入先及びその借入額 (2018年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
	百万円
株式会社日本政策投資銀行	147,683
明治安田生命保険相互会社	131,000
住友生命保険相互会社	128,000
日本生命保険相互会社	114,000
株式会社三井住友銀行	102,482
株式会社三菱東京UFJ銀行	97,734
三井住友信託銀行株式会社	83,097
株式会社みずほ銀行	78,851
三菱UFJ信託銀行株式会社	72,907
信金中央金庫	55,000
その他	837,413
当社単体借入金合計	1,848,167
連結子会社借入金合計	922,700
連結借入金合計	2,770,867

(注) 1. 上記「その他」には、株式会社三井住友銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社みずほ銀行のうち、1行又は複数行を幹事とするシンジケートローンが合計で97,500百万円含まれています。

2. 株式会社三菱東京UFJ銀行は、2018年4月1日付で「株式会社三菱UFJ銀行」に商号変更を行っています。

9 資金調達についての状況

住友商事グループの資金調達については、長期・短期借入金及びコマーシャルペーパーの発行などによるほか、次のとおり社債を発行しています。

当社

2017年 5月	第52回無担保社債	100億円 (2027年 5月満期 年利0.325%)
2017年 7月	第53回無担保社債	100億円 (2027年 7月満期 年利0.330%)
2017年 9月	米ドル建無担保社債	550億円 (2022年 9月満期 年利2.500%)
2018年 1月	第54回無担保社債	100億円 (2033年 1月満期 年利0.656%)

連結子会社

SCSK株式会社において発行した100億円の無担保社債

10 重要な企業再編等の状況

当社は、2018年1月30日開催の取締役会において、当社が営む金属事業の一部を、当社の完全子会社である住友商事グローバルメタルズ株式会社及び住商メタレックス株式会社それぞれ承継させる吸収分割契約を締結することを決議しました。当該契約に基づく吸収分割は、2018年4月1日にその効力を生じました。

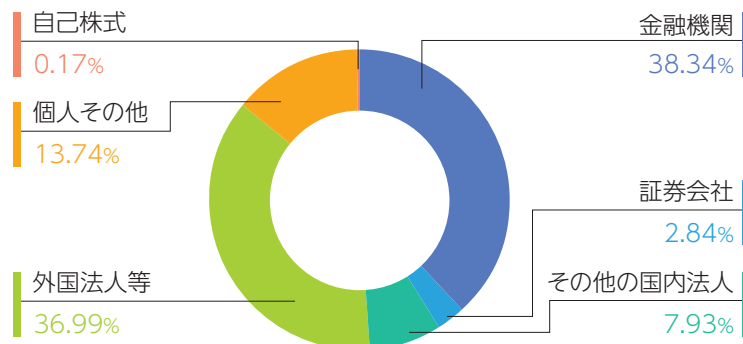
Ⅱ. 会社の株式に関する事項 (2018年3月31日現在)

発行可能株式総数	2,000,000,000株
発行済株式の総数	1,250,602,867株 (対前期末増減なし/自己株式2,070,753株を含む)
株主数	138,017名 (対前期末17,703名減)
単元株式数	100株
大株主	

株 主 名	持 株 数 千株	持株比率 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	85,207	6.82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	65,651	5.26
LIBERTY PROGRAMMING JAPAN, LLC	45,652	3.66
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	35,793	2.87
JP MORGAN CHASE BANK 385632	33,474	2.68
住友生命保険相互会社	30,855	2.47
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	23,740	1.90
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	21,874	1.75
三井住友海上火災保険株式会社	20,000	1.60
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口1)	17,617	1.41

(注) 持株比率は、自己株式 (2,070,753株) を発行済株式の総数から控除して算出し、小数点第3位以下を四捨五入しています。

(ご参考) 所有者別持株比率



(注) 持株比率は、小数点第3位以下を四捨五入しているため、合計は100%になっていません。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1 取締役及び監査役の氏名等 (2018年3月31日現在)

氏 名	会社における地位	重要な兼職の状況 (社外役員については当該兼職先と当社との関係を含む)
大 森 一 夫	取締役会長	
中 村 邦 晴	代表取締役 社長執行役員	
日 高 直 輝	代表取締役 副社長執行役員	
岩 澤 英 輝	代表取締役 副社長執行役員	
高 畑 恒 一	代表取締役 専務執行役員	
田 淵 正 朗	代表取締役 専務執行役員	
田 中 弥 生	社外取締役*1	株式会社IHI 社外取締役 当該兼職先と当社との関係 ●当社と株式会社IHIの間には、鋼管や発電所建設工事等についての取引があります。
江 原 伸 好	社外取締役*1	ユニゾン・キャピタル株式会社 代表取締役 当該兼職先と当社との関係 ●ユニゾン・キャピタル株式会社と当社との間には特別な関係はありませんが、当社は、同社の運営するファンドが出資している株式会社地域ヘルスケア連携基盤に対し出資を行っており、当該出資に当たり同社株主（同ファンドを含む。）との間で株主間契約を締結しています。
石 田 浩 二	社外取締役*1	有限責任 あずさ監査法人 公益監視委員会委員 当社兼職先と当社との関係 ●有限責任 あずさ監査法人は、当社の会計監査人です。
川 原 卓 郎	常任監査役 (常 勤)	
幸 伸 彦	監 査 役 (常 勤)	
笠 間 治 雄	社外監査役*2	弁護士
永 井 敏 雄	社外監査役*2	弁護士 東レ株式会社 社外監査役 当該兼職先と当社との関係 ●東レ株式会社と当社との間には、石炭等についての取引があります。

氏 名	会社における地位	重要な兼職の状況（社外役員については当該兼職先と当社との関係を含む）
加 藤 義 孝	社外監査役*2	公認会計士 住友化学株式会社 社外監査役 三井不動産株式会社 社外監査役 当該兼職先と当社との関係 ●住友化学株式会社と当社との間には、化学品等についての取引があります。 ●三井不動産株式会社と当社との間には特別な関係はありません。

- (注) 1. *1は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件を満たしています。また、*1のいずれも、株式会社東京証券取引所など当社が上場している金融商品取引所が定める独立性基準並びに社内規則「社外役員の選任及び独立性に関する基準」が定める独立性基準（24ページ）を満たし、当社はその全員を、各取引所の定めに基づく独立役員として指定しています。
2. *2は、会社法第2条第16号に定める社外監査役の要件を満たしています。また、*2のいずれも、株式会社東京証券取引所など当社が上場している金融商品取引所が定める独立性基準並びに社内規則「社外役員の選任及び独立性に関する基準」が定める独立性基準（24ページ）を満たし、当社はその全員を、各取引所の定めに基づく独立役員として指定しています。
3. 田淵正朗氏は、2018年4月1日付でSCSK株式会社の顧問に就任しています。同氏は、2018年6月開催予定の同社の定時株主総会の日をもって、同社の代表取締役 会長執行役員に就任予定です。
4. 石田浩二氏は、2017年6月30日をもって有限責任 あずさ監査法人の経営監理委員会委員を退任し、同年7月1日から同監査法人が同委員会に替えて設置した公益監視委員会の委員に就任しています。
5. 笠間治雄氏は、2017年6月26日をもって、SOMPOホールディングス株式会社の社外監査役を退任しています。同社と当社との間には特別な関係はありません。また、同氏は、2018年2月27日をもって、キューピー株式会社の社外監査役を退任しています。同社と当社との間には、食品の原材料についての取引があります。
6. 加藤義孝氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

2 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	対象人員	報酬等の総額	内 訳		
			例月報酬	賞与	ストックオプション
取締役	15名	810百万円	571百万円	174百万円	64百万円
(うち社外取締役)	(5名)	(41百万円)	(41百万円)	(－)	(－)
監査役	5名	124百万円	124百万円	－	－
(うち社外監査役)	(3名)	(38百万円)	(38百万円)	(－)	(－)

- (注) 1. 上記には、2017年4月6日に逝去により退任した社外取締役1名及び2017年4月30日に辞任した社外取締役1名を含んでいます。
2. 当期末現在の人員数は、取締役9名（うち社外取締役3名）、監査役5名（うち社外監査役3名）です。
3. 当社には、使用人を兼務している取締役はいません。
4. 上記「賞与」は、本年6月22日開催予定の第150期定時株主総会に付議する支給額の上限を記載しています。
5. 上記「ストックオプション」は、「第16回新株予約権」（2017年7月31日発行）並びに「第11回新株予約権（株式報酬型）」（2016年8月2日発行）及び「第12回新株予約権（株式報酬型）」（2017年7月31日発行）を付与するに当たり、当事業年度に費用計上した金額の合計額を記載しています。
6. 取締役の例月報酬並びにストックオプションとしての新株予約権及び株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を対象とする報酬の限度額は、2013年6月21日開催の第145期定時株主総会において、年額12億円（うち社外取締役の報酬については年額6,000万円）と決議されています。
7. 監査役の例月報酬の限度額は、2013年6月21日開催の第145期定時株主総会において、年額1億8,000万円と決議されています。
8. 取締役の報酬等の内訳欄の各記載金額は百万円未満を四捨五入しているため、それらの合計額と取締役の「報酬等の総額」は一致していません。

3 責任限定契約の内容の概要

当社は、業務執行取締役等でない取締役及び監査役全員との間で、会社法第427条第1項に基づき、善意かつ重大な過失がないときの責任を法令の定める限度までとする旨の責任限定契約を締結しています。

4 社外役員の当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会への 出席状況 (出席率)	監査役会への 出席状況 (出席率)	当事業年度における 主な活動状況
社外取締役	田中 弥生	21回中21回 (100%)	—	主に評価論及び市民社会組織論の分野における研究活動によって、また、政府委員等として培ってきた長年の経験や幅広い知見に基づき、客観的・独立的な立場から必要に応じて質問、意見などの発言を行いました。また、「指名・報酬諮問委員会」の委員を務め、委員会における重要な役割を果たしました。
社外取締役	江原 伸好	21回中20回 (95.2%)	—	主に金融機関及びプライベート・エクイティ・ファンド運営会社の経営者として培ってきた金融及び企業経営の分野での長年の経験や幅広い知見に基づき、客観的・独立的な立場から必要に応じて質問、意見などの発言を行いました。また、「指名・報酬諮問委員会」の委員長を務め、委員会における重要な役割を果たしました。
社外取締役	石田 浩二	17回中17回 (100%)	—	主に金融機関の経営者及び日本銀行政策委員会の審議委員として培ってきた金融及び企業経営の分野での長年の経験や幅広い知見に基づき、客観的・独立的な立場から必要に応じて質問、意見などの発言を行いました。また、「指名・報酬諮問委員会」の委員を務め、委員会における重要な役割を果たしました。
社外監査役	笠間 治雄	21回中19回 (90.5%)	14回中14回 (100%)	主に検察官及び弁護士としての長年の経験や幅広い知見に基づき、客観的・独立的な立場から必要に応じて質問、意見などの発言を行いました。
社外監査役	永井 敏雄	21回中21回 (100%)	14回中14回 (100%)	主に裁判官及び弁護士としての長年の経験や幅広い知見に基づき、客観的・独立的な立場から必要に応じて質問、意見などの発言を行いました。
社外監査役	加藤 義孝	21回中21回 (100%)	14回中14回 (100%)	主に公認会計士としての長年の経験や幅広い知見に基づき、客観的・独立的な立場から必要に応じて質問、意見などの発言を行いました。

(注) 社外取締役石田浩二氏については、2017年6月23日就任以降の状況を記載しています。

5 執行役員の氏名等 (2018年4月1日現在)

会社における地位	氏 名	会社における担当
社長執行役員	兵 頭 誠 之	CEO
副社長執行役員 *1	岩 澤 英 輝	コーポレート部門 人材・総務・法務担当役員 CAO・CCO *3
副社長執行役員	藤 田 昌 宏	資源・化学品事業部門長
専務執行役員 *1	高 畑 恒 一	コーポレート部門 財務・経理・リスクマネジメント担当役員 CFO
専務執行役員	関 内 雅 男	アジア大洋州総支配人
専務執行役員	杉 森 正 人	株式会社ジュピターテレコム 取締役 副社長執行役員
専務執行役員	佐 竹 彰	住友精密工業株式会社 取締役 専務執行役員
専務執行役員	堀 江 誠	金属事業部門長
専務執行役員	南 部 智 一	メディア・ICT事業部門長
専務執行役員	古 場 文 博	東アジア総代表
専務執行役員	上 野 真 吾	米州総支配人
常務執行役員	井 上 弘 毅	国内担当役員、関西支社長
常務執行役員	須 之 部 潔	住友商事グローバルリサーチ株式会社 代表取締役社長
常務執行役員	細 野 充 彦	コーポレート部門 人材・総務・法務担当役員補佐 (総務・法務担当)
常務執行役員	小 川 英 男	コーポレート部門 財務・経理・リスクマネジメント担当役員補佐 (リスクマネジメント担当)
常務執行役員	御子神 大介	SCSK株式会社 代表取締役 副社長執行役員
常務執行役員	岡 省 一 郎	輸送機・建機事業部門長
常務執行役員	秋 元 勉	インフラ事業部門長
常務執行役員	石 田 將 人	欧阿中東CIS総支配人
常務執行役員	安 藤 伸 樹	生活・不動産事業部門長
常務執行役員	山 埜 英 樹	コーポレート部門 企画担当役員 CSO・CIO *4
執 行 役 員	鈴 木 周 一	エネルギー本部長
執 行 役 員	及 川 毅	資源・化学品業務部長
執 行 役 員	村 田 雄 史	三井住友ファイナンス&リース株式会社 常務執行役員
執 行 役 員	田 中 恵 次	ジュピターショッピングチャンネル株式会社 代表取締役社長
執 行 役 員	諸 岡 礼 二	三井住友ファイナンス&リース株式会社 常務執行役員
執 行 役 員	清 島 隆 之	コーポレート部門 人材・総務・法務担当役員補佐 (秘書・人事担当)
執 行 役 員	船 越 豊 明	インフラ業務部長

会社における地位	氏 名	会社における担当
執行役員	中 島 正 樹	米州総支配人補佐、米州住友商事グループ EVP 兼 CFO、 米州住友商事会社副社長 兼 CFO
執行役員	塩 見 圭 吾	自動車金属製品本部長
執行役員	出 口 雅 敏	内部監査部長
執行役員	爲 房 孝 二	SCSK株式会社 取締役 専務執行役員
執行役員	福 田 康	物流インフラ事業本部長
執行役員	坂 本 好 之	基礎化学品・エレクトロニクス本部長
執行役員	佐 藤 計	ライフスタイル・リテイル事業本部長
執行役員	野 中 紀 彦	電力インフラ事業本部長
執行役員	塩 見 勝	コーポレート部門 財務・経理・リスクマネジメント担当役員補佐 (財務担当)
執行役員	中 村 家 久	メディア事業本部長
執行役員	芳 賀 敏	経営企画部長
執行役員*2	新 森 健 之	広報部長
執行役員*2	仲 野 真 司	アジア大洋州総支配人補佐、アジア大洋州住友商事グループ タイ住友商事会社社長、スミ・タイ・ホールディングス会社社長、 スミ・タイ・インターナショナル会社社長
執行役員*2	竹 田 光 宏	米州総支配人補佐、米州住友商事グループ EVP 兼 CFO補佐、 米州住友商事会社副社長 兼 CFO補佐
執行役員*2	加 藤 真 一	自動車モビリティ事業本部長
執行役員*2	東 野 博 一	生活資材・不動産本部長

- (注) 1. *1は、取締役（代表取締役）です。
2. *2は、2018年4月1日付で新たに就任した執行役員です。
3. *3 CAO : Chief Administration Officer
CCO : Chief Compliance Officer
4. *4 CSO : Chief Strategy Officer
CIO : Chief Information Officer

Ⅳ. 会社の会計監査人に関する事項

1 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2 会計監査人に支払うべき報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	513百万円
② 当事業年度に係る当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他財産上の利益の合計額（①の金額を含む）	1,062百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っています。
2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、会計アドバイザリー業務などについての対価を支払っています。
3. **1. 7 重要な子会社の状況**に記載の主要な連結子会社のうち、米州住友商事会社、欧州住友商事ホールディング会社などの在外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。
4. 当社は、会計監査人との契約において、会社法上の監査に対する報酬等の金額と、金融商品取引法上の監査に対する報酬等の金額とを明確に区別しておらず、かつ、両者は実質的に区別できないため、これらの金額を含めて開示しています。

3 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の適格性や独立性を害する事由の発生などにより、その適正な職務遂行に重大な支障が生じ、改善の見込みがないと判断した場合には、その会計監査人を解任又は不再任とし、新たな会計監査人の選任議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出する方針です。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められ、改善の見込みがないと判断した場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針です。

(備考) 事業報告の億円単位及び百万円単位の記載金額は、それぞれ単位未満を四捨五入しています。また、千株単位の株式数は、単位未満を切り捨てています。

連結計算書類

連結財政状態計算書〔国際会計基準により作成〕

科 目	第150期 (2018年3月31日現在)	第149期(ご参考) (2017年3月31日現在)
(資産の部)	百万円	百万円
流動資産	3,477,286	3,321,175
現金及び現金同等物	667,152	776,464
定期預金	15,187	13,996
有価証券	1,361	4,647
営業債権及びその他の債権	1,266,782	1,206,398
その他の金融資産	66,885	66,550
棚卸資産	877,808	830,871
前渡金	137,675	169,084
売却目的保有資産	247,677	—
その他の流動資産	196,759	253,165
非流動資産	4,293,346	4,440,619
持分法で会計処理されている投資	1,994,366	1,870,935
その他の投資	462,841	437,162
営業債権及びその他の債権	381,120	472,462
その他の金融資産	80,214	91,937
有形固定資産	750,226	795,857
無形資産	264,477	357,359
投資不動産	278,026	311,115
生物資産	16,057	12,536
長期前払費用	23,817	23,498
繰延税金資産	42,202	67,758
資 産 合 計	7,770,632	7,761,794

科 目	第150期 (2018年3月31日現在)	第149期(ご参考) (2017年3月31日現在)
(負債の部)	百万円	百万円
流動負債	2,158,149	2,175,919
社債及び借入金	603,249	659,257
営業債務及びその他の債務	1,038,657	1,029,294
その他の金融負債	59,413	53,264
未払法人所得税	39,639	20,737
未払費用	89,778	105,164
前受金	159,896	223,584
引当金	5,711	4,490
売却目的保有資産に関わる負債	74,207	—
その他の流動負債	87,599	80,129
非流動負債	2,918,162	3,098,920
社債及び借入金	2,600,616	2,759,069
営業債務及びその他の債務	104,108	121,126
その他の金融負債	33,853	40,599
退職給付に係る負債	27,362	28,076
引当金	40,503	33,210
繰延税金負債	111,720	116,840
負 債 合 計	5,076,311	5,274,839
(資本の部)		
資本	2,694,321	2,486,955
親会社の所有者に帰属する持分合計	2,558,160	2,366,485
資本金	219,279	219,279
資本剰余金	265,126	263,937
自己株式	△2,796	△3,113
その他の資本の構成要素	248,564	309,094
利益剰余金	1,827,987	1,577,288
非支配持分	136,161	120,470
負債及び資本合計	7,770,632	7,761,794

連結包括利益計算書 [国際会計基準により作成]

科 目	第150期 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)	第149期(ご参考) (2016年4月1日から2017年3月31日まで)
	百万円	百万円
収益:		
商品販売に係る収益	4,333,190	3,504,159
サービス及びその他の販売に係る収益	494,133	492,815
収益合計	4,827,323	3,996,974
原価:		
商品販売に係る原価	△3,581,975	△2,951,459
サービス及びその他の販売に係る原価	△288,875	△202,817
原価合計	△3,870,850	△3,154,276
売上総利益	956,473	842,698
その他の収益・費用:		
販売費及び一般管理費	△731,616	△693,759
固定資産評価損	△7,226	△18,803
固定資産売却損益	2,859	△876
その他の損益	9,419	△20,132
その他の収益・費用合計	△726,564	△733,570
金融収益及び金融費用:		
受取利息	27,530	26,009
支払利息	△33,297	△27,738
受取配当金	10,652	9,372
有価証券損益	27,767	12,873
金融収益及び金融費用合計	32,652	20,516
持分法による投資損益	149,734	83,457
税引前利益	412,295	213,101
法人所得税費用	△78,385	△25,896
当期利益	333,910	187,205
当期利益の帰属:		
親会社の所有者	308,521	170,889
非支配持分	25,389	16,316
その他の包括利益:		
純損益に振替えられることのない項目		
FVTOCIの金融資産	21,073	22,771
確定給付制度の再測定	3,219	10,884
持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分	1,292	△541
純損益に振替えられることのない項目合計	25,584	33,114
その後に純損益に振替えられる可能性のある項目		
在外営業活動体の換算差額	△77,122	△47,621
キャッシュ・フロー・ヘッジ	△2,722	2,495
持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分	2,399	6,061
その後に純損益に振替えられる可能性のある項目合計	△77,445	△39,065
税引後その他の包括利益	△51,861	△5,951
当期包括利益合計	282,049	181,254
当期包括利益合計額の帰属:		
親会社の所有者	256,329	169,715
非支配持分	25,720	11,539

(ご参考)
要約連結キャッシュ・フロー計算書〔国際会計基準により作成〕

科 目	第150期 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)	第149期 (2016年4月1日から2017年3月31日まで)
	百万円	百万円
営業活動によるキャッシュ・フロー	295,264	345,788
当期利益	333,910	187,205
営業活動によるキャッシュ・フローにするための調整		
減価償却費及び無形資産償却費	118,907	114,266
固定資産評価損	7,226	18,803
金融収益及び金融費用	△32,652	△20,516
持分法による投資損益	△149,734	△83,457
固定資産売却損益	△2,859	876
法人所得税費用	78,385	25,896
棚卸資産の増減	△126,008	△8,866
営業債権及びその他の債権の増減	△70,468	21,169
前払費用の増減	△5,939	△2,221
営業債務及びその他の債務の増減	90,793	105,028
その他－純額	△16,925	△61,680
利息の受取額	26,882	25,799
配当金の受取額	128,723	114,333
利息の支払額	△32,079	△26,999
法人税等の支払額	△52,898	△63,848
投資活動によるキャッシュ・フロー	△155,766	△180,673
有形固定資産の売却による収入	4,929	17,773
有形固定資産の取得による支出	△97,762	△73,004
投資不動産の売却による収入	10,083	7,838
投資不動産の取得による支出	△4,341	△57,947
その他の投資の売却による収入	59,239	65,840
その他の投資の取得による支出	△163,446	△177,974
貸付金の回収による収入	110,901	146,404
貸付による支出	△75,369	△109,603
財務活動によるキャッシュ・フロー	△229,610	△254,448
短期借入債務の収支	△10,974	36,090
長期借入債務による収入	342,344	358,743
長期借入債務による支出	△484,871	△547,643
配当金の支払額	△66,160	△62,407
非支配持分株主からの払込による収入	348	974
非支配持分株主からの子会社持分取得による支出	△2,778	△20,120
非支配持分株主への配当金の支払額	△7,697	△20,117
自己株式の取得及び処分による収支	178	32
現金及び現金同等物の増減額	△90,112	△89,333
現金及び現金同等物の期首残高	776,464	868,755
現金及び現金同等物の為替変動による影響	△14,688	△2,958
売却目的保有資産に含まれる現金及び現金同等物の増減額	△4,512	—
現金及び現金同等物の期末残高	667,152	776,464

(備考) 連結決算において、百万円単位の記載金額は、単位未満を四捨五入しています。

[単体] 貸借対照表

科 目	第150期 (2018年3月31日現在)	第149期(ご参考) (2017年3月31日現在)
(資産の部)	百万円	百万円
流動資産	1,437,601	1,533,854
現金及び預金	210,499	188,213
受取手形	18,313	16,061
売掛金	484,361	480,535
有価証券	57,034	211,006
商品	104,820	102,319
販売不動産	122,151	96,097
前渡金	197,072	162,405
前払費用	15,291	14,815
短期貸付金	109,206	118,452
繰延税金資産	4,145	4,139
その他の流動資産	115,504	140,509
貸倒引当金	△800	△700
固定資産	2,790,178	2,618,739
有形固定資産	256,333	260,069
建物	53,426	58,247
構築物	1,128	1,271
機械及び装置	576	649
車両及び運搬具	214	197
器具及び備品	2,961	2,850
土地	192,755	193,032
建設仮勘定	5,270	3,821
無形固定資産	14,571	14,038
ソフトウェア	8,762	8,219
その他の無形固定資産	5,809	5,819
投資その他の資産	2,519,273	2,344,630
投資有価証券	370,059	346,968
関係会社株式	1,421,024	1,340,000
その他の関係会社有価証券	1,249	5,066
出資金	7,633	8,106
関係会社出資金	484,975	368,656
長期貸付金	165,683	178,978
固定化営業債権	20,391	109,674
長期前払費用	46,731	52,572
繰延税金資産	5,432	34,910
その他の投資その他の資産	47,990	45,738
貸倒引当金	△51,899	△146,044
資 産 合 計	4,227,780	4,152,593

科 目	第150期 (2018年3月31日現在)	第149期(ご参考) (2017年3月31日現在)
(負債の部)	百万円	百万円
流動負債	1,152,763	1,165,461
支払手形	10,219	9,653
買掛金	473,747	457,831
短期借入金	242,116	239,070
コマーシャルペーパー	17,000	—
社債（1年以内償還）	15,000	35,000
未払費用	18,605	17,415
未払法人税等	621	942
前受金	197,656	184,417
預り金	149,959	188,305
前受収益	1,033	1,368
その他の流動負債	26,803	31,456
固定負債	1,967,313	2,025,005
長期借入金	1,606,050	1,731,372
社債	318,058	250,000
その他の固定負債	43,204	43,632
負 債 合 計	3,120,076	3,190,466
(純資産の部)		
株主資本	959,146	831,931
資本金	219,278	219,278
資本剰余金	230,430	230,412
資本準備金	230,412	230,412
その他資本剰余金	17	—
利益剰余金	512,201	385,352
利益準備金	17,696	17,696
その他利益剰余金	494,504	367,656
別途積立金	65,042	65,042
繰越利益剰余金	429,462	302,613
自己株式	△2,763	△3,112
評価・換算差額等	147,360	129,094
その他有価証券評価差額金	146,907	134,721
繰延ヘッジ損益	452	△5,627
新株予約権	1,196	1,101
純 資 産 合 計	1,107,703	962,127
負債及び純資産合計	4,227,780	4,152,593

[単体] 損益計算書

科 目	第150期 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)	第149期(ご参考) (2016年4月1日から2017年3月31日まで)
	百万円	百万円
売上高	2,816,180	2,523,023
売上原価	△2,674,380	△2,400,136
売上総利益	141,800	122,887
販売費及び一般管理費	△175,175	△167,494
営業損失(△)	△33,375	△44,607
営業外収益	271,464	227,233
受取利息	15,798	12,278
受取配当金	230,710	181,694
投資有価証券売却益	13,504	27,325
関係会社貸倒引当金取崩益	5,332	—
その他の営業外収益	6,118	5,934
営業外費用	△29,877	△80,770
支払利息	△9,727	△8,887
投資有価証券売却損	△714	△1,876
投資有価証券評価損	△9,466	△57,013
関係会社貸倒引当金繰入額	—	△8,741
その他の営業外費用	△9,969	△4,250
経常利益	208,211	101,855
特別利益	2,085	72
固定資産売却益	2,085	72
特別損失	△295	△2,375
固定資産処分損	△295	△2,375
税引前当期純利益	210,001	99,552
法人税、住民税及び事業税	4,600	7,300
法人税等調整額	△21,592	5,100
当期純利益	193,009	111,952

(備考) 単体決算において、百万円単位の記載金額は、単位未満を切り捨てています。

連結計算書類に係る会計監査報告書

独立監査人の監査報告書

2018年5月14日

住友商事株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ 監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 目加田 雅 洋 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 前 野 充 次 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 神 塚 勲 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、住友商事株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、住友商事株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査報告書

独立監査人の監査報告書

2018年5月14日

住友商事株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 目加田 雅 洋 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 前 野 充 次 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 神 塚 勲 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、住友商事株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの第150期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2017年4月1日から2018年3月31日までの第150期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年5月15日

住友商事株式会社 監査役会
常任監査役（常勤）川原 卓郎 ㊞
監 査 役（常勤）幸 伸彦 ㊞
監 査 役 笠間 治雄 ㊞
監 査 役 永井 敏雄 ㊞
監 査 役 加藤 義孝 ㊞

（注）監査役笠間治雄、監査役永井敏雄及び監査役加藤義孝は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役です。

(ご参考) 住友商事グループの経営理念

当社は、住友400年の歴史に培われた「住友の事業精神」をもとに、1998年に以下のとおり「経営理念」を制定しました。「経営理念」に示された価値基準をグループ内で共有し、個々の事業活動において実践することで、常に変化を先取りして新たな価値を創造し、広く社会に貢献するグローバルな企業グループを目指します。

住友商事グループの経営理念

- 健全な事業活動を通じて豊かさと夢を実現する。
- 人間尊重を基本とし、信用を重んじ確実を旨とする。
- 活力に溢れ、革新を生み出す企業風土を醸成する。

住友の事業精神

当社の「経営理念」の原点である「住友の事業精神」は、住友家初代の住友政友（1585-1652）が商売上の心得を簡潔に説いた「もんじゆいんし いがき文殊院旨意書」の精神を起源とし、400年を超える長い住友の事業において受け継がれてきた事業経営の理念です。その要諦は、以下の「営業の要旨」に具現化されています。

営業の要旨

- 第一条 我住友の営業は信用を重んじ確実を旨とし以て其の鞏固隆盛を期すべし。
- 第二条 我住友の営業は時勢の変遷理財の得失を計り弛張興廃することあるべしと雖も苟も浮利に趨り軽進すべからず。

第一条では営業における信用・確実の重要性を説き、第二条では社会の変化に素早く的確に対応しながら利潤を追求し、常に事業の刷新を図るという進取の精神を示し、そのうえで、浮利を追うような軽率・粗略な行動を戒めています。ほかに、「住友の事業精神」を伝えるものとして、例えば、「じりりたこうしいちによ自利利他公私一如」という言葉があります。これは、「住友の事業は、住友自身を利するとともに、国家を利し、社会を利するほどの事業でなければならない」というもので、当社グループの目指すべき企業像に通じるものです。当社グループの根底には、いつの時代でも、目の前の変化に惑わされることなく、「信用・確実」「浮利を追わず」「公利公益」に重きを置きつつ、「進取の精神」をもって変化を先取りしていくという、脈々と受け継がれてきた「住友の事業精神」があります。



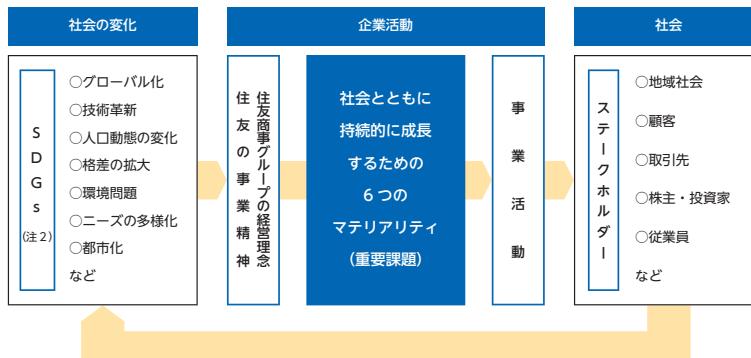
文殊院旨意書（1650年頃）
（写真提供／住友史料館）

(ご参考) 住友商事グループのマテリアリティ (重要課題)

社会課題の解決に向けて企業の果たす役割への期待や、環境・社会・ガバナンス(ESG)の側面が企業の評価や投資行動につながる機運が高まる中、2017年4月に、住友の事業精神、住友商事グループの経営理念^(注1)を踏まえ、事業活動を通じて、自らの強みを生かして優先的に取り組むべき課題を、「社会とともに持続的に成長するための6つのマテリアリティ(重要課題)」として特定しました。

「社会とともに持続的に成長するための6つのマテリアリティ(重要課題)」を、事業戦略の策定や個々のビジネスの意思決定プロセスにおける重要な要素と位置付け、事業活動を通じて課題を解決することで持続的な成長を図っていきます。

<マテリアリティ(重要課題)の位置付け>



<社会とともに持続的に成長するための6つのマテリアリティ(重要課題)>



地球環境との共生

循環型社会の形成と気候変動の緩和を目指し、資源の有効利用や再生可能エネルギーの安定供給に向けた仕組みづくりに取り組むことで、地球環境と共生した成長を実現します。



地域と産業の発展への貢献

さまざまな国や地域の人々のニーズに応じてモノやサービスを安定的に調達・供給し、産業のプラットフォームづくりに貢献することで、地域社会とともに成長・発展する好循環を生み出します。



快適で心躍る暮らしの基盤づくり

毎日の生活に必要なモノやサービスを提供してより便利で快適な暮らしを実現するとともに、質の高い暮らしへのニーズにも応えていくことで、全ての人々の心と体の健康を支えます。



多様なアクセスの構築

人・モノが安全かつ効率的に行き交うモビリティを高め、情報・資金をつなぐネットワークを拡大することで、多様なアクセスを構築し、新たな価値が生まれる可能性を広げます。



人材育成とダイバーシティの推進

多様なバックグラウンドを有する人材が、各々のフィールドで能力を最大限に発揮して、新たな価値や革新を生み出せるように、最重要の経営リソースである人材の育成・活躍推進に取り組めます。



ガバナンスの充実

透明性を確保しつつ、持続的な成長に向けた戦略の立案・実行およびその適切な監督を充実させることで、経営の効率性を向上し、健全性を維持します。

(ご参考) 企業活動を支える原則・方針

当社は、国際行動規範を尊重するとともに、以下の原則・方針を定めています。これらを遵守しつつ、「社会とともに持続的に成長するための6つのマテリアリティ(重要課題)」の解決に取り組んでいきます。

環境(Environment)

- 環境方針
- ISO14001 マネジメントシステム認証

社会(Social)

- 人材マネジメント方針
- ワーク・ライフ・マネジメント基本理念・活動方針
- サプライチェーンCSR行動指針
- 国連グローバルコンパクト10原則の支持
- 社会貢献活動の基本的な考え方

ガバナンス(Governance)

- コーポレートガバナンス原則
- コンプライアンス指針
- リスクマネジメントの基本方針
- 情報開示方針
- 情報セキュリティ基本方針
- プライバシー・ポリシー
- 贈賄防止指針

(注1) 住友商事グループの経営理念については、63ページをご参照ください。

(注2) Sustainable Development Goalsの略称。2030年までの世界規模の課題が盛り込まれた17の目標。2015年に国連総会で全ての加盟国(193か国)により採択されました。

(ご参考) コーポレートガバナンスに対する取組の概要^(注1)

1. コーポレートガバナンスの基本原則

「住友の事業精神」と当社の「経営理念」を企業倫理のバックボーンとして、「住友商事コーポレートガバナンス原則」を定めています。「住友商事コーポレートガバナンス原則」は、コーポレートガバナンスの要諦が「経営の効率性の向上」と「経営の健全性の維持」及びこれらを達成するための「経営の透明性の確保」にあるとの認識に立ち策定したもので、この原則に則り、当社に最もふさわしい経営体制の構築を目指し、株主を含めた全てのステークホルダーの利益にかなう経営を実現するために、コーポレートガバナンスの強化を図っています。

2. コーポレートガバナンス体制と特徴

監査役体制の強化・充実によりコーポレートガバナンスの実効性を上げることが最も合理的であると見え、監査役設置会社制度を採用しています。監査役の過半数を法律又は会計の専門家からなる社外監査役とし、多角的な視点からの監査体制となっています。また、多様な視点から、取締役会の適切な意思決定を図るとともに、監督機能の一層の強化を図ることを目的に、経験や専門性が異なる社外取締役を複数名選任しています。独立性のある社外取締役及び社外監査役による経営の監督・監視機能の強化を図ることにより、「経営の効率性の向上」、「経営の健全性の維持」及び「経営の透明性の確保」というコーポレートガバナンスの目的をより一層実現できると考えています。

3. 「経営の効率性の向上」と「経営の健全性の維持」のための仕組み

(1) 取締役及び取締役会

① 取締役会での審議の充実、モニタリング機能の強化

取締役会では、経営方針・経営計画などの経営

全般に係る重要事項について、より集中して議論を行えるよう要付議事項を厳選し、同時に、取締役会のモニタリング機能を強化するために、取締役会への報告事項を充実させ、取締役会が業務執行の監督に一層注力できるようにしています。

② 取締役の任期

事業年度ごとの経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応するため、取締役の任期を1年としています。

③ 取締役会長・社長執行役員の在任期間等の制限

相互牽制の観点から、原則として、取締役会長及び社長執行役員を置くこととし、これらの役位の兼務は行わないこととしています。

また、取締役会長及び社長執行役員の在任期間は、原則としてそれぞれ6年までと定めています。これにより、経営トップが長期間交代しないことでガバナンス上の弊害が発生する可能性を排除しています。

④ 取締役会の諮問機関の設置

取締役会の諮問機関として、過半数が社外取締役で構成される「指名・報酬諮問委員会」（委員長：社外取締役）を設置しています。同委員会は、取締役・監査役の選任基準、社外取締役を含む取締役及び監査役候補者並びに「経営会議」メンバーの指名（社長後継者の指名を含む。）、取締役・執行役員の報酬・賞与の体系・水準並びに監査役の報酬枠に関する検討を行い、その結果を取締役に答申します。

⑤ 社外取締役の選任

多様な視点から、取締役会の適切な意思決定を図るとともに、監督機能の一層の強化を図ることを目的に、社外取締役3名を選任しています。^(注2)

(注1) 取締役及び監査役（社外取締役及び社外監査役を含む。）の人数等、当社の具体的なコーポレートガバナンス体制については、2018年3月31日時点の状況を記載しています。

(注2) 本総会第3号議案が原案どおり承認可決された場合、社外取締役は5名となります。

(ご参考) コーポレートガバナンスに対する取組の概要

また、全ての社外取締役が、東京証券取引所などが定める独立性に関する基準及び当社が定める独立性に関する基準を満たしています。

【取締役会評価の実施】

取締役会の実効性の維持・向上のため、毎年、取締役及び監査役による自己評価等の方法により、取締役会の実効性についての分析、評価を行い、その結果の概要を開示しています。2016年度の実効性評価及びその結果の概要並びに2017年度の主な取組は以下のとおりです。

1. 評価の手法

(1) 対象者

取締役全員 (13名) 及び監査役全員 (5名)

(2) 実施方法

2017年3月～4月にアンケートを実施しました (回答は匿名)。*実施に当たっては第三者 (外部コンサルタント) を活用

(3) 評価項目

- ①取締役会の役割・責務
- ②取締役会の構成
- ③取締役の役割と資質
- ④取締役会の運営

(4) 評価プロセス

第三者 (外部コンサルタント) が集計したアンケートの回答内容をもとに、分析した結果を取締役に報告し、洗い出された課題に対する改善策を検討しました。

2. 評価結果の概要

全評価項目において概ね肯定的な評価であり、実効性を有する取締役会の実現に向けたさまざまな改革を実施し、

着実に成果を上げているというものでした。

一方、取締役会の実効性の更なる向上のため、取締役会資料の質の改善や社内・社外役員同士の議論の活発化等が課題として指摘されました。

3. 2016年度取締役会評価における課題への2017年度の主な取組

上記2の指摘内容を踏まえ、専門用語等を解説した用語集を新たに作成して取締役及び監査役全員に配付したほか、取締役会において、付議される案件の審議に際し、経営会議での論点の説明を引き続き行うなど、取締役会の実効性を更に向上させるための改善施策を実施しました。また、中長期的な企業価値の向上と持続的な成長に対するインセンティブ等に配慮した役員報酬制度及び役員の業績評価の基準について、指名・報酬諮問委員会で検討し、その答申内容に基づいて取締役会で役員報酬制度の改定を決定しました。今後も引き続きPDCAサイクル^(注)により取締役会の実効性向上に向けて取り組んでまいります。

(2) 監査役及び監査役会

①監査役体制の強化・充実

外部の視点からの監視体制の強化のため、監査役5名のうち3名を社外監査役としており、多角的な視点からの監査体制となっています。また、全ての社外監査役が、東京証券取引所などが定める独立性に関する基準及び当社が定める独立性に関する基準を満たしています。

(注) PDCAサイクルとは、Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価)、Act (改善) の4段階の繰り返しによる継続的な改善をいいます。

(ご参考) コーポレートガバナンスに対する取組の概要

②監査役監査の実効性の確保

監査役は、監査上不可欠な情報を十分に入手するため、取締役会をはじめとする重要な社内会議に必ず出席するほか、取締役会長・社長執行役員と経営方針や監査上の重要課題について毎月意見を交換しています。

③内部監査部、会計監査人との連携

監査役は、効率的な監査を行うため、内部監査部と緊密な連携を保ち、内部監査の計画及び結果について適時に報告を受けています。また、会計監査人との定期的な打合せを通じて、会計監査人の監査活動の把握と情報交換を図るなど、監査役の監査活動の効率化と質的向上を図っています。

(3) 独立性基準

社外取締役及び社外監査役の当社からの独立性に関する基準については、社内規則「社外役員の選任及び独立性に関する基準」(24ページ)により定めています。

(4) 経営会議

意思決定機関としての経営会議を設置し、取締役会における委任の範囲内において、経営に関する特定の重要事項について審議・決定を行っています。

(5) 執行役員制の導入

業務執行の責任と権限の明確化及び取締役会の監督機能強化を目的として、執行役員制を導入しています。

(6) 各種委員会

社長執行役員や経営会議に対する諮問機関として全社投融資委員会、中期経営計画推進サポート委員会、内部統制委員会、コンプライアンス委員会などの各種委員会を設けています。

(7) 相談役・顧問等

①元社長執行役員等を相談役・顧問とする場合

社長執行役員・取締役会長経験者を相談役とする場合があります。また、相談役退任後は名誉顧問とする場合があります。

②相談役及び名誉顧問の業務内容及び報酬

相談役及び名誉顧問は、いずれも当社の業務執行及び経営の意思決定には一切関与していません。相談役は、社長執行役員・取締役会長が企業価値向上に向けた企業経営に集中できるように、社長執行役員・取締役会長に代わり、常勤にて対外活動に従事しており、その職務に見合った報酬を支給しています。名誉顧問は、必要に応じ、非常勤にて対外活動に従事するものとしており、その職務に見合った報酬を支給しています。

4. 「経営の透明性の確保」のための体制

(1) 情報開示の基本方針

経営方針と営業活動を全てのステークホルダーに正しく理解してもらうため、法定の情報開示にとどまらず、任意の情報開示を積極的に行うとともに、開示内容の充実に努めています。

(2) 株主・投資家とのコミュニケーション

①株主総会に関連した取組

定時株主総会の約3週間前に招集通知を発送するとともに英訳版も作成し、招集通知の発送に先立って当社ウェブサイトに掲載しています。さらに、インターネットによる議決権行使(株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを含む。)を可能とすることで、株主・投資家のために議案内容の十分な検討時間を確保しています。また、当社ウェブサイトにて、株主総会終了後一定期間、株主総会の模様を動画配信しています。

(ご参考) コーポレートガバナンスに対する取組の概要

②各種情報の開示

当社ウェブサイト上では、決算情報・有価証券報告書・適時開示資料などのほか、会社説明会資料など、投資判断に資する資料をタイムリーに掲載しています。また、年次報告書である統合報告書を発行し、積極的な情報開示を行っています。

海外投資家に対しては、米国・英国をはじめ、欧州・アジア方面を訪問し、継続的に個別ミーティングを実施しています。また、個人投資家向けには、全国主要都市で会社説明会を開催しています。

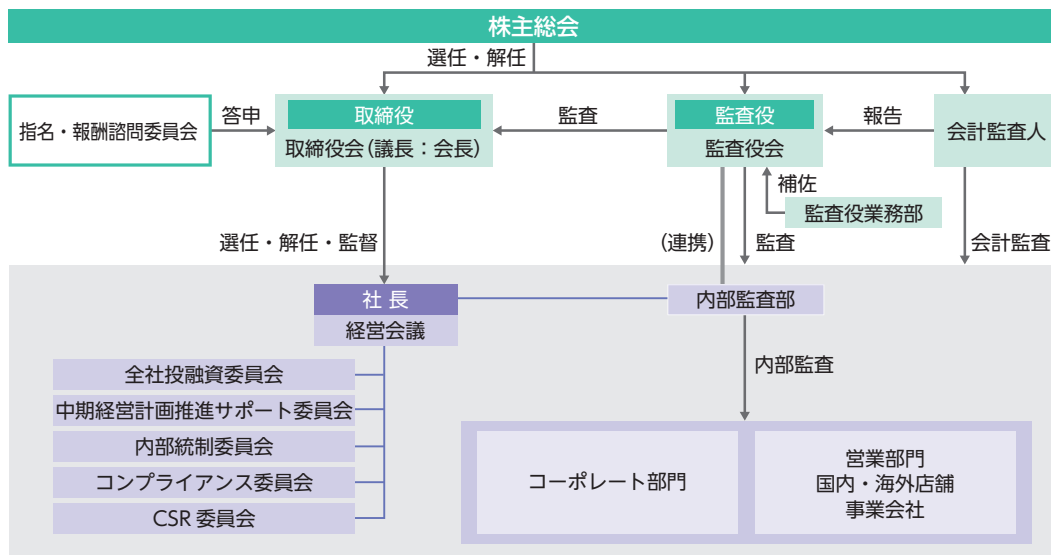
今後も、経営の「透明性」を高めつつ、株主・投資家の皆様との信頼関係の強化に努めていきます。

③IR活動

株主・投資家の皆様とのダイレクト・コミュニケーションの場として、国内のアナリスト・機関投資家向けに経営トップの出席の下、年4回、定期的な決算説明会を行うとともに、

コーポレートガバナンスに対する取組については、当社ウェブサイト (<https://www.sumitomocorp.com/ja/jp/about/governance/detail>) に詳細な内容を掲載しています。

【コーポレートガバナンス体制】



株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
基準日	定時株主総会 毎年3月31日 期末配当 毎年3月31日 中間配当 毎年9月30日
株主名簿管理人及び 特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人事務取扱場所 (郵便物送付先) (電話照会先) (URL)	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 ☎ 0120-782-031 http://www.smtb.jp/personal/agency/index.html
公告の方法	電子公告によります。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載します。 公告掲載アドレス https://www.sumitomocorp.com
単元株式数	100株
上場証券取引所	東京、名古屋、福岡
証券コード	8053

株式に関する届出先及び照会先について

証券会社に口座を開設されている株主様は、住所変更等のお届出及びご照会は、株主様の口座のある証券会社宛にお願いします。証券会社に口座を開設されていない株主様は、上記の電話照会先にご連絡ください。

特別口座について

株券電子化前に証券保管振替制度を利用されていなかった株主様には、株主名簿管理人である上記の三井住友信託銀行株式会社に特別口座を開設しています。この特別口座についてのご照会等は、上記の電話照会先をお願いします。

株主総会会場 ご案内略図

グランド ハイアット 東京 3階「グランドボールルーム」

東京都港区六本木6丁目10番3号 ☎03-4333-1234 (代表)

最寄駅

地下鉄「六本木駅」

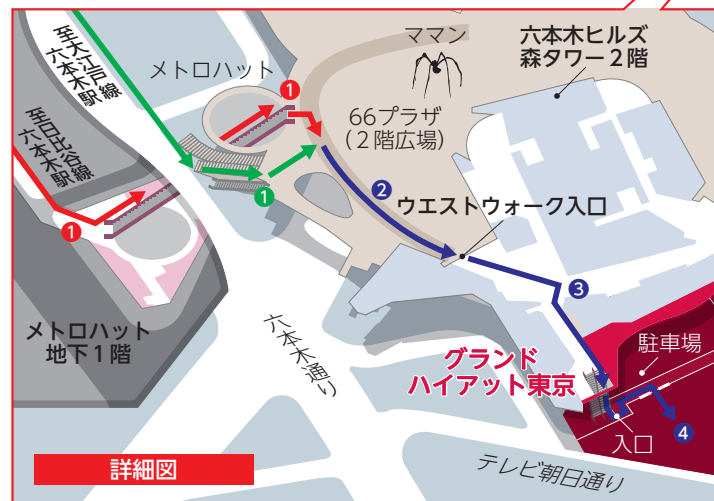
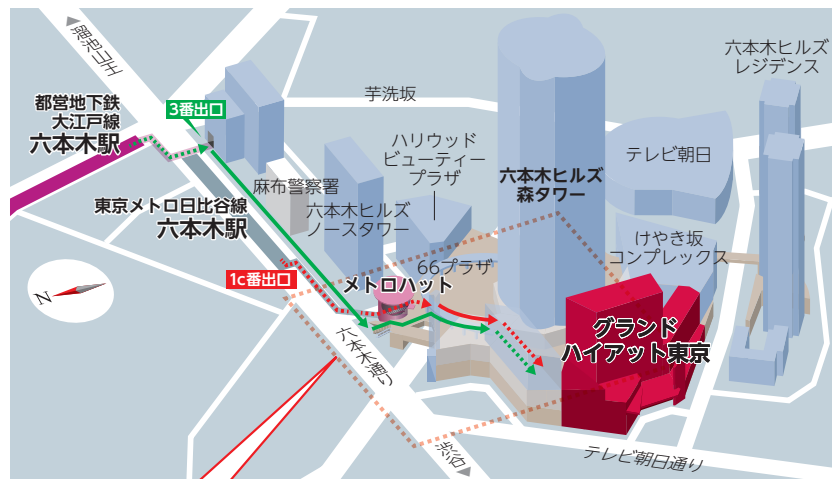
○東京メトロ日比谷線

1c番出口より六本木ヒルズ方面
徒歩6分

○都営地下鉄大江戸線

3番出口より六本木ヒルズ方面
徒歩8分

なお、お車でのご来場はご遠慮ください。



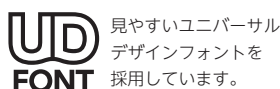
東京メトロ日比谷線「六本木駅」からお越しの場合

- ① 1c番出口を直進、メトロハット内のエスカレーターで上へ。
- ② 右手の屋根付遊歩道を進み、ウエストウォーク入口(自動扉)へ。
- ③ 数メートル先右手にある「グランドハイアット東京」方面(細い通り)へ進み、突き当たりのエスカレーターで下へ。
- ④ 左手のグランドハイアット東京入口から駐車場脇の通路を通して、右手の入口を入り、正面のエスカレーターで3階「グランドボールルーム」へ。

都営地下鉄大江戸線「六本木駅」からお越しの場合

- ① 3番出口から六本木通りに出て、左方向(六本木ヒルズ方面)に5分ほど進み、メトロハット右横にある階段で上へ。以降は東京メトロ日比谷線「六本木駅」からの道順②以降の要領でお進みください。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



〒104-8610
東京都中央区晴海1丁目8番11号